



7 環改化第 232 号

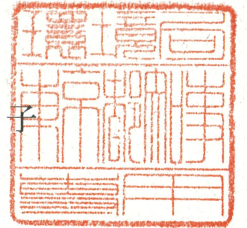
令和 7 年 5 月 29 日

環 境 大 臣

浅 尾 慶 一 郎 殿

東 京 都 知 事

小 池 百 合 子



土壌汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見

土壌汚染対策法については、施行通知、調査及び措置に関するガイドライン等において解釈が示されているものの、二度の改正による制度の複雑化や、法令等の条文以外にも運用上必要な事項が多いといった課題があることから、自治体、調査機関等の関係者全体の業務遂行における負担が増加してきた。

これらの課題により、数多くの届出を受理する東京都においては、土壌汚染対策の指導に苦慮する事例が見受けられる一方、届出者からも、制度の合理化を求める声がある。

こうした中、前回の法改正から 5 年が経過し、国において土壌汚染対策制度の見直しに向けた検討が開始されたことを受けて、都としても、事業者が実施する調査や対策の状況を分析し、課題の改善点について検討してきた。

検討結果を踏まえ、簡素で実効的な規制及び環境リスクに応じた合理的な土壌汚染対策の視点から、制度の見直しについて別紙のとおり提案する。

土壌汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見

注) 土壌汚染対策法は、以下「法」とする。

I 土壌汚染状況調査等における制度の合理化・分かりやすさの改善等	
1	土壌汚染状況調査の契機の見直し、考慮すべき健康リスクの明確化・合理化等
(1)	有害物質使用特定事業場の土地に係る契機の見直し、調査内容の合理化等
(2)	有害物質使用特定事業場の敷地以外の土地において形質変更が行われるときの調査契機等の合理化等
2	土壌汚染状況調査に係るプロセスの明確化、調査方法の合理化等
(1)	法の調査プロセスの明確化、合理化等
(2)	調査における土壌汚染のおそれの分類の評価と調査時の試料採取対象物質の明確化等
3	調査における汚染原因者負担及び事故時の対応の強化
II 区域指定制度、基準不適合土壌に対する搬出規制等の合理化等	
1	立体的な区域指定の導入等の区域指定方法の見直し
2	自然由来等基準不適合土壌の取扱いの合理化等
3	臨海部の工業専用地域等の取扱い等
4	その他の事項
(1)	要措置区域の指定要件の明確化
(2)	区域指定手続中における区域指定予定の土地からの土壌の搬出に係る運用の明確化
III 土地の土壌汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等の強化	
1	区域の指定台帳及び解除台帳に記載された情報の管理、利活用等
2	個別の土壌汚染状況調査等の結果等に関する情報の管理、承継等の強化
IV 汚染土壌処理施設及び指定調査機関の技術的能力等の持続的な確保等	
1	汚染土壌処理施設
2	指定調査機関
V 持続可能な土壌汚染対策を総合的に推進するための基本方針（仮称）の創設	
VI その他の見直し事項	
1	基準値等に関する科学的知見等の整理と検討、リスクコミュニケーション等
2	費用負担能力が低い者への支援等
3	ガイドライン等の法の解釈・運用等に係る資料の改善等
VII その他の課題	

I 土壤汚染状況調査等における制度の合理化・分かりやすさの改善等

1 土壤汚染状況調査の契機の見直し、考慮すべき健康リスクの明確化・合理化等

(1) 有害物質使用特定事業場の土地に係る契機の見直し、調査内容の合理化等

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 自治体の負担軽減の観点から制度の合理化とともに法の基本的な相談や各自治体の区域指定情報の掲載先の問合せ等について国が相談窓口を整備すること。
- 法第3条第8項に基づく調査契機において、法第4条第1項・第2項の関係のように、命令を待たずに事業者が自治体に調査結果を報告できる規定を設けること。
- 土地利用に変更がなされない場合であっても、形質変更契機を捉えて、部分的な調査猶予解除による第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査結果報告を認められるように制度を検討すること。
- 有害物質使用特定施設の廃止ではなくとも、土地の切り離しが行われる際は、廃止と捉えて1項調査義務をかけられるよう検討すること。
- 中小事業者においては、現状を踏まえると地歴調査さえも困難な事業者も多いことから、契機拡大をしても地歴調査が実施できないことにより、以後の手続きが滞る案件が多発することが懸念される。手続きが滞り土地が放置されれば、結果的に汚染拡散リスクを高めることとなり、改正の狙いと逆の効果を及ぼす可能性がある。そのため、契機の拡大は慎重になるべきである。
- 契機拡大を行うのであれば、必要な負担軽減措置を併せて講じること。または、地歴調査までは求めず後に地歴調査を行うにあたって必要となる情報の整理・承継の義務に留めるなど手続きが滞る事案の発生回避策を併せて検討すること。

【付帯意見】

- 有害物質を取り扱う操業中事業者に対しては、施設の廃止時に必要となる土壤汚染調査や対策について、制度の周知徹底を図るとともに、施設の廃止時に備えた取組を含めた啓発を行うこと。これに当たっては、水質汚濁防止法及び下水道法に基づく規制において必要な指導を行う仕組みを検討すること。
- 操業中に可能な浄化技術の開発促進及び操業中の対策に係る助成制度の整備等を検討すること。

【課題・現状】

① 法令説明（分かりやすさ）

- 現行の法制度が複雑であることから、特に有害物質使用特定施設廃止時においては、個別に職員が土地の所有者等に法令説明等を行わなければ理解を得られない状況にある。さらに、中小事業者については、専門のアドバイザーの派遣によりフォローしている状況である。

② 有害物質使用特定施設の廃止時手続き

- 東京都環境確保条例（以下「条例」という。）では、有害物質取扱事業者に調査義務が課されることもあり、東京都内（以下「都内」という。）ではほとんどの事案で有害物質使用特定施設の設置者が調査を実施し、土地の所有者等の名義で報告されている。
- 集合住宅といった、区分所有者が多数存在する土地において、有害物質使用特定施設が廃止になった場合、区分所有者全員に義務が課されるが、区分所有者の所在特定や調査命令手続きに困難を極めている。
- 操業中の工場等において、土地の切り離しが行われる際には、有害物質使用特定施設の廃止とはならず、後年の廃止時にトラブルとなることがみられることから、東京都（以下「都」という。）では、切り離し時に廃止と捉え、当該範囲について調査を求めている。

③ 調査猶予地における形質変更手続き

- 法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査を猶予されている土地において、900 m²以上の形質変更を行う場合は、法第3条第7項の規定に基づきあらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととされており、当該届出を受けた都道府県知事は、同条第8項に基づき、裁量の余地なく、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査及びその結果の報告を命ずるものとされている。
- 一方、法第3条第8項に基づく都道府県知事の命令により、土壤汚染状況調査を行う場合、弁明の機会の付与等の煩雑な手続きが必要であり、工事計画等に支障がでるといったように自治体、事業者双方に負荷が大きい。
- 調査猶予地において、土地利用条件が変わらない限りは、形質変更が行われた場合においても調査猶予地として継続することから、形質変更毎に届出が必要となり煩雑である。

④ 中小事業者の土地の動向

- 現行の法第3条の調査契機に係る調査は、有害物質使用特定施設の廃止時の調査義務のため、特に中小事業者の土地においては、資金不足（水道光熱費などの物価高騰を含む。）により調査や対策ができないことを理由に調査猶予を選択することが多い。
- 土壤汚染状況調査の結果、形質変更時要届出区域に指定された場合であっても土地取引の関係から、土地所有者は本来行う必要のない全量掘削除去を買主から求められて、対策費用が過大となり、中小事業者の工場跡地の円滑な事業転換を阻害する大きな要因となっている。
- 狭隘な土地については、施工面積に制約があり、法第4条契機のような大規模な土地に対して施工費用が割高になることに加えて、施工難易度も上がる傾向にあることから、対策を行うことができずブラウンフィールドとなる事例が発生している。
- 指定支援法人に造成された基金による助成は、措置費用のみであり、助成条件が厳しいことから活用がなされていない。

【関連する条文】

- 法第3条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

- (2) 有害物質使用特定事業場の敷地以外の土地において形質変更が行われるときの調査契機等の合理化等

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 届出契機において、汚染発見の蓋然性が乏しい土地で行われる形質変更は届出対象から除外することについては、リスクに応じた合理的な対応であり賛成である。これに当たっては、「蓋然性が乏しい土地」がどういった土地が対象となるのか、国において考え方を整理し自治体に示すべきである。また、一般的には汚染のおそれはない土地であるが例外的な事例によって汚染のおそれの可能性があること等をもって、「蓋然性が乏しい土地」を必要以上に限定的に設定することのないようされたい。
- 現行の30日からより長い期間に見直すことについては、工事計画等に対して大きな影響を及ぼす可能性があるため、避けるべきである。命令発出までの期間を延長して事業者負担を負わせるのではなく、審査や命令手続きの簡素化、自治体の判断の迅速化に資する支援等、行政側において期間内での処理が可能となるよう検討すべきである。
- 法第4条第2項の「併せて報告することができる規定」については活用が進んでいるため、さらなる手続きの合理化のため報告可能な期間を拡大し、また、規定化すべきである。

【付帯意見】

- 仮に30日より期間を延ばした場合、短縮通知規定の制度化も考えられるが、自治体側の事務負担がいたずらに増えるだけと想定され、また内部手続期間を考慮すれば事実上短縮できないと思慮される。大部分の案件で30日以内での手続きができている現状を考えれば、むしろ、やむを得ない場合に限定的に期間を延長する手続きを設ける方が、実務的である。

【課題・現状】

- 都では、法第4条第1項の形質変更届出件数に対して、同条第2項による土壤汚染状況調査報告書の件数は約35%程度である。
- 都内は過去から多様な土地利用がなされており、また、条例に基づく地歴調査結果を法定調査に活用できるため汚染のおそれ有りとして法定調査に進む事例が多い。（全国では約5%程度）
- 現行の30日前までの届出について日数による手続き上の不都合はないが、法第4条第2項の「併せて報告することができる規定」については、同日付は使い勝手が悪く、柔軟に対応を行っているが、その対応で特段不都合が生じていることはない。

【関連する条文】

- 法第4条（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

2 土壤汚染状況調査に係るプロセスの明確化、調査方法の合理化等

(1) 法の調査プロセスの明確化、合理化等

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 地歴調査と試料採取等調査を分離し、健康リスクに応じて地歴調査のみを求めていることは賛成である。
- 一方、地歴調査のみで健康リスクを定量的に判断することは容易ではないと推察され、かつ、自治体が判断してくことは難しいと考える。制度を構築するのであれば、事業者が一定の判断をできるように行為類型や地域特性といった側面から要件を規定し、事業者側が一次判断を行ったうえで、自治体はその内容を確認するなどのスキームで検討すべきである。

【付帯意見】

- すべての地歴調査において、指定調査機関の関与を必須とするかは、各届出契機の性質を踏まえて検討すべきである。

【課題・現状】

- 都では、大規模改変時において、条例第 117 条第 1 項に基づく地歴調査結果及び汚染のおそれがある場合、同条第 2 項に基づく土壤汚染状況調査結果報告書の提出を求めているが、地歴調査と試料採取等調査を分離しているが、分離による不都合は生じていない。
- 地歴調査において適用除外行為の考え方や汚染のおそれの把握方法の具体例を示すことにより、健康リスクとのバランスを踏まえた合理的な対応を行っている。

【関連する条文】

- 規則第 3 条（土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握）
- 規則第 6 条（第 3 条第 6 項第 3 号に掲げる場合の試料採取等の実施）

(2) 調査における土壤汚染のおそれの分類の評価と調査時の試料採取対象物質の明確化等

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- どの程度含有濃度等の特定有害物質の取扱いがある場合に汚染のおそれがあると思なすべきかといった定量的な判断基準の設定検討は行うべきだが、業態等によって画一化できない場合もあるので慎重に検討されたい。

【課題・現状】

- 地歴調査は、汚染状況調査を実施する上で重要な調査だが、過去の経緯を知っている従業員が退職し、法制定前の土地所有者の汚染の可能性等の調査が困難といった状況がある。
- 都では、行政保有の地歴調査情報の開示を求められることが多いが、行政側で個々の土地の履歴を全て把握することは困難である。
- 条例第 117 条第 1 項に基づく地歴調査結果の提出を求めているが、届出情報からある程度の合理化は図れているが、有害物質の使用状況は、業態や業容によって多種多様であり、

明確化まではできていない。

【関連する条文】

- 規則第3条（土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握）

3 調査における汚染原因者負担及び事故時の対応の強化

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 土壤汚染状況調査の費用の求償を汚染原因者に対して行える規定と併せて、有害物質使用特定施設の設置者が土壤汚染状況調査結果報告書を提出することが可能な規定とすることを検討されたい。
- 事故時の対応に限らず、土対法に基づく土壤・地下水汚染対策と水濁法に基づく地下水汚染対策について、各々の法律の基本的な役割を維持しつつ、制度的な連携の強化を検討すべきである。

【付帯意見】

- 事故時調査は事故に伴い生じた汚染を把握する観点で行うことから、土壤汚染状況調査とは別な調査方法として検討すべきである。

【課題・現状】

- 法においては状態責任として、有害物質使用特定施設廃止時の調査義務は土地所有者等に課されるが、土地所有者等が有害物質使用特定施設設置者でない場合に、義務を課されることに大きな抵抗があることから、両者でどちらが調査するのか、費用負担も含めてトラブルとなることが多くみられる。
- 水濁法上の事故に伴い、法第5条の調査命令を発出した事例はない。（調査命令は地下水等の摂取により健康被害が生じるおそれがある場合に限り発出可能なため。）

【関連する条文】

- 法第5条（土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査）

Ⅱ 区域指定制度、基準不適合土壤に対する搬出規制等の合理化等

1 立体的な区域指定の導入等の区域指定方法の見直し

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 区域指定手続き前に詳細調査結果を報告した場合は、当該結果をもって三次元で区域指定を行うべきである。また、この規定のために詳細調査方法は規則で定めること。
- 詳細調査に関わらず、汚染状況の把握に関する調査は全て指定調査機関の関与を必須とすること。
- 三次元による区域指定の検討と併せて分割調査及び既往調査を活用した場合の調査方法及び評価方法を規則に定めること。

- 地下水汚染が到達し得る距離の計算ツールを改修し、土壤汚染状況調査結果に加えてより詳細な結果があった場合はその結果を用いた要措置区域等の判断を行えるように制度及びツールを見直すこと。
- 区域指定を三次元化することで、深度限定や認定調査関連規定については廃止し、簡素化すること。
- 同一事業者が一体的に管理している事業場及び土地所有者等が同一で連続している土地においては、契機にかかわらず、飛び地間移動を可能とすること。
- 区域指定の三次元化により、区域間移動を廃止し、人為由来等とは別な枠組みで管理すべきである。

【付帯意見】

- 調査負担軽減の観点から、区域指定の三次元化については、できる規定とし、従来の調査方法による指定（二次元）も許容すべきである。
- 三次元により区域指定された土地において、区域指定の最下部以深の明示方法（未調査により指定されていないのか、調査の結果指定されていないのか）についても検討すべきである。
- 規則で定めきれない事項について、ガイドラインの記載を充実させ、調査実施者による調査方法の揺れを防止すること。

【課題・現状】

① 詳細調査

- 現行の区域指定制度は、土地に対して区域指定する制度（二次元）となっていることから、土壤汚染状況調査報告時に併せて詳細調査の結果を報告が行われたとしても現行の計算ツールでは、当該結果を指定の判断に反映できず非合理である。
- 都では、条例において土壤ガス若しくは土壤溶出量基準超過時に、地下水調査を必須とすることを規定していることから、法定調査報告時に、詳細調査結果が添付されてくる事例が多い。
- 措置を講じる際に基準不適合土壤の広さ・深さ・地下水汚染の有無等を調べる詳細調査は、法令でその調査方法は定められておらず、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に具体的な方法等が示されている。
- 特に平面絞り込み調査といった措置範囲をさらに絞り込む調査については、ガイドラインにはほとんど記載のない中、調査過程で多く見られるが、絞り込み（位置や深さ等）として成立しない調査結果が多く見受けられる。
- 調査方法が法令で定められていないことから、指定調査機関の関与が必須となっていない。

② 調査運用（分割調査、既往調査）

- 法第4条契機において、再開発事業や道路事業等といった案件の場合は、土地収用や契約、施工時期等の関係から、調査対象地全てを一括して調査をすることは困難であることから、運用として分割調査を認めざるを得ない状況である。
- 一方、法において分割調査の概念がないことから、分割で調査を行った場合においても一括で調査した場合と各結果の評価は不変である必要があるが、指定調査機関によっては分割報告した範囲だけで評価する等の不適切な調査事例が見受けられる。
- 法施行から20年が経過し、既往調査（法定若しくは条例調査）・自主調査（法や条例によらない調査）（既往調査、自主調査合わせて「過去調査」という。）を行った土地で、再度の土壤汚染状況調査の契機が発生する案件が増えてきている。
- 過去調査の活用方法については、規則上規定はなく、ガイドライン Appendix-27 に記載されているが過去調査結果をそのまま添付する、現行法令に沿ってどのように活用し、評価するのか記載もない等といった不適切な調査事例が見受けられる。

③ 深度限定調査及び認定調査

- 深度限定規定については、汚染のおそれの把握（地歴調査）時に使用されることが多く、試料採取等調査において深度限定規定を活用する事例はほとんどない。
- 法における調査・対策は、ある程度割り切りがある中で、認定調査においては、土壤汚染状況調査を行ったにも関わらず、改めて基準適合を確認することを求めている。
- 認定調査自体を理解していない事業者（指定調査機関含む）も多く、かつ、申請の手間や工期の都合等から基準適合土壌もみなし汚染土壌として搬出する案件が多々見受けられる。
- 認定調査における試料採取等対象物質の絞り込みの過程で、搬入土壌による汚染のおそれの有無の把握（規則様式第24）があるが、ほとんど届出もなく実態として機能していない。
- 認定調査においては、指定調査機関が認定時地歴調査を行うので、搬入土壌の有無等もそこで把握できている。

④ 区域間移動・飛び地間移動

- 旧法では、要措置区域等を超える搬出は、汚染土壌処理施設のみに限られていたが、改正法施行以降、飛び地間移動、区域間移動の規定により、要措置区域等間の移動が可能となった。
- 一方、大規模工場等の敷地において、複数の契機で調査や対策がなされることがあるが、現行法では一の調査契機で指定された区域間の移動しか認めておらず、敷地内で土壌の移動が行えず汚染土壌処理施設へ運搬せざるを得ない等、制度をうまく活用できていない。
- 都内には自然由来及び埋立地特例区域がほとんどなく、区域間移動の実績も少ない。

【関連する条文】

- 法第16条（汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）
- 規則第4条第4項（第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等を行う区画の選定）
- 規則第61条（汚染土壌の搬出）
- 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」、令和4年3月24日環境省水・大気環境局長通知、第3. 1. （1）、第4. 1. （6）⑥イ. （ハ）

2 自然由来等基準不適合土壌の取扱の合理化等

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 自然由来等土壌については、区域指定制度とは別な制度での規制とし、土地ではなく、「搬出時」の土壌に対して規制を行うこと。

【参考】

条例では区域指定の概念はなく、自然由来等土壌については搬出時にのみ規制をかけているが、これについて事業者から特段抵抗はない。また、土地ではなく、搬出土壌の塊単位で規制をかけトレーサビリティを確保している。

- 自然由来等土壌が分布しているエリアにある飲用井戸は要措置区域の判断から外す（第二種特定有害物質（シアンを除く）に限る。）こと。

【付帯意見】

- 自然由来等土壌の活用のためには、建設工事等に係る諸制度との連携等が必要であることから、関係省庁との自然由来等土壌の扱いについて調整を行うべきである。

【課題・現状】

- 掘削除去率は減少傾向であるが、未だ、土地の資産価値や土壌汚染への認識の問題から区域指定解除を求める傾向がある。
- 特に自然由来等については、自己の責任ではない汚染であって広域に分布しているのにも関わらず、届出をした土地だけが区域指定という制限を受け、かつ区域指定の解除が事実上できないことから、事業者は忌避している。
- 自然由来等による汚染のおそれを把握してくる事業者等はほぼ存在しない一方で、法第4条第3項に基づく調査命令を行えるほどの蓋然性がないことから、制度的に機能していない。
- 沖積低地において、人為由来等による汚染のおそれがあると判断し、第二種特定有害物質（シアンを除く。）を調査した結果、事業場由来の汚染ではなく自然由来等で汚染している事例が少なくはないと推察されるが、その境界を判断できるだけの材料が少ない。

【関連する条文】

- 規則第3条（土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握）
- 規則第10条の2（第三条第六項第一号に掲げる場合の土地における土壌汚染状況調査）

3 臨海部の工業専用地域等の取扱等

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 使用実績のない、臨海部特例区域制度は廃止し、健康リスクに応じた合理的な制度に見直すべきである。
- 公有水面埋立法施行以前の埋立地についても、一定の要件を満たす場合には、埋立地管理区域として指定できるように検討すること。

【課題・現状】

- 都における臨海部特例区域の指定実績は0である。
- 都内には公有水面埋立法に基づく埋立地が多く存在するが、飲用井戸調査等を踏まえて地下水の飲用利用が現在も将来的にも見込まれない埋立地を「将来にわたり地下水の利用による人の健康被害が生じる見込みのない土地」として整理し、当該地で人為由来等による汚染が確認された場合は、埋立地管理区域として指定している。
- 一方、公有水面埋立法施行以前から埋立てられ、地下水の飲用利用が現在も将来的にも見込まれない土地も多く存在するが、一般管理区域として指定せざるを得ず、実際に想定される土壤汚染の健康リスクに対し、各種手続に係る事務等が依然として事業者・地方自治体双方の負担となっている。

【関連する条文】

- 法第12条（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）
- 規則第49条の2（施行管理方針の確認の申請）
- 規則第49条の3（施行管理方針に係る基準）
- 規則第52条の2（施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）
- 規則第58条（台帳）

4 その他事項

（1）要措置区域の指定要件の明確化

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 深度方向に関わらず「要措置区域の指定要件となる飲用井戸」の定義を明確化すること。
- 飲用井戸の所在を把握する仕組みを構築すること。
- 防災井戸など利用頻度の低い飲用井戸について、健康リスクに応じた措置を検討すべきである。

【付帯意見】

- 地下水を含めた水の利用状況の把握については、水循環基本法の中でも、重要であると認識されている。

【課題・現状】

- 現行規定では飲用井戸の把握の際に、飲用井戸のストレーナ深度は加味されないことから、深井戸により、健康被害が生じるおそれが想定されないにも関わらず、要措置区域として指定され、措置を講じている土地が見受けられる。
- 飲用井戸（主に個人所有）の所在を把握する現実的な仕組みがなく、また、「要措置区域の指定要件となる飲用井戸」の定義が不明確であるため、自治体による把握に限界がある。
- 防災井戸のように使用期間や頻度が少ないものについても、飲用井戸として把握を行っている。

【関連する条文】

- 「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」、令和4年3月24日環境省水・大気環境局長通知、第4. 1. (2) ①ア. (ロ)

(2) 区域指定手続中における区域指定予定の土地からの土壤の搬出に係る運用の明確化

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 公報によらない公示方法も認め、空白期間を短縮すること。
- 区域指定前の形質変更届出等の規定を新設すること。
- 法第16条の規制は要措置区域等内の土壤ではなく、基準不適合土壤とすること。
- 法第16条の届出にかかる行為の着手日以降の変更事項を受ける規定を設けること。
- 法第16条に、変更届の不要な「軽易な変更行為」の規定を設けること。

【課題・現状】

- 区域指定や解除は、その公示をもって効力を有し、都道府県又は令第十条に規定する市の公報に掲載して行うものと規定されており、行政手続き上、公示のために1か月以上の時間を要することから、自治体、事業者双方の負担となっている。
- 区域指定されるまではその後の規制（法第7条、第12条、第16条等）が適用されないため、空白期間が生じ、汚染拡散のリスクが懸念されることから、区域指定前であっても、都では運用によって法の各条に準じて届け出るよう指導している。
※条例では、区域指定制度はなく、対策着手前までにあらかじめ対策計画書を届出する規定となっている。
- 区域指定後において、要措置区域等外への汚染土壤を搬出する内容に変更がある場合は、その搬出予定日の14日前までに法第16条第2項の変更届が必要であるが、着手後の変更（処理施設の追加や工期延長等）に係る規定は定められていない。
- 現行法では、搬出に係る軽微なものも含めて届出事項に変更がある場合には届出が必要となる。

【関連する条文】

- 法第6条（要措置区域の指定等）
- 法第7条（汚染除去等計画の提出等）
- 法第11条（形質変更時要届出区域の指定等）
- 法第12条（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）
- 法第16条（汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）
- 規則第32条（要措置区域の指定の告示）
- 規則第47条 抜粋（形質変更時要届出区域の指定の告示）

Ⅲ 土地の土壌汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等の強化

1 区域の指定台帳及び解除台帳に記載された情報の管理、利活用等

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- GIS データ等により活用しやすい形で情報提供することについて国が主導で検討を進めることについては賛成である。
- 併せて、地歴情報を含めた汚染のおそれの把握等に必要な情報を、デジタル技術を駆使して国で一元管理できないか検討されたい。
- 法の趣旨を踏まえ「汚染のおそれのない土地」や「汚染が確認されなかった土地」等について公開できる規定を設けることが可能か必要性も含めて検討すること。

【付帯意見】

- 法第61条において土壌汚染に関する情報の提供等に係る規定があるが、この規定を根拠に「汚染が確認されなかった土地」等の情報を公開することが可能か検討すること。

【課題・現状】

- 土地の管理等を確実にを行うためには、土壌汚染に関する情報をデジタル化及びオープンデータ化することが有効であり、都では調査結果のオープンデータ化等に取り組んでいる。
- 現行法において区域の指定及び解除に関する情報については、台帳として調製し、インターネットによる公表等の方法により閲覧に供しているが、「汚染のおそれのない土地」や「汚染が確認されなかった土地」については台帳をはじめとした公表規定は設けられていない。
- 「汚染のおそれのない土地」や「汚染が確認されなかった土地」についてのニーズも、不動産関係を中心に一定数あるが、公開規定がないことから、自治体側で開示請求対応を行っている。

【関連する条文】

- 法第15条（台帳）
- 法第61条（都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等）

2 個別の土壤汚染状況調査等の結果等に関する情報の管理、承継等の強化

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 土地の所有者等の変更の際に地歴調査を義務付けることについて、土地の利用状況は変化しないが土地の所有者等が変わるケースも多くあることが想定され過度な負担になる懸念がある。また、土地所有者等の変更があったことについて、自治体が覚知する手段がなく、手続き漏れが多発する可能性が高い。以上から、実効性に疑問があるため、手法の変更を検討すべきである。
- 地歴に関する情報は、有害物質使用特定事業場の設置者が把握しているものであり、土地所有者等では把握が難しい。水濁法・下水道法において、有害物質使用特定事業場の設置者に記録の保管・承継等の義務を課す方が実務的で確実性も高いため、そのように検討されたい。また、有害物質使用特定事業場の廃止の際には、地歴調査に資する情報を整理し、報告するよう規定すべきである。
- 調査猶予をした土地について、土地所有者等が変わる場合については、有害物質使用特定施設の設置者が関与しないことが想定されることから、土地の所有者等が変わることを契機に、地歴調査に資する情報を承継する義務を課すことは必要である。これについては、届出漏れを防ぐために、平成21年の改正前まで運用されていた定期的な現状報告を猶予の条件に付すこと等を検討されたい。
- 宅地取引における重要事項説明として調査猶予等の情報を必須とするように所管省庁に働きかけること。
- 地歴調査や承継が事業者の負担とならないように、十分に配慮の上検討すること。

【付帯意見】

- 調査猶予を受けた土地や土地取引等でよく問合せのある情報の公開についてメリット・デメリットを整理し、公開すべきかどうか検討すべきである。
- 条例においても現況届の規定は設けていないが、猶予が長期間にわたると、変更届の提出を失念するおそれもあることから、現況の確認を兼ねて手続きの周知を定期的に行っている。

【課題・現状】

① 地歴情報の把握

- 地歴調査は、汚染状況調査を実施する上で重要な調査だが、過去の経緯を知っている従業員が退職し、法制定前の土地所有者の汚染の可能性等の調査が困難といった状況がある。
- 行政保有の地歴調査情報の開示を求められることが多いが、行政側で個々の土地の履歴を全て把握することは困難である。

※都では条例第118条各項の規定により、土壤汚染対策に係る記録の保管、承継及び情報の提供を義務としているが都への届出は求めている。

② 調査猶予情報の承継

- 調査猶予地の土地所有者等が変更となった場合は、都道府県知事に届出を行う必要があるが、その届出を徹底させる仕組みが不十分であるため、相続や経年による失念等により、調査猶予に関する情報の承継がされず、自治体が覚知している情報と異なる状況となっている場合がある。
- 必要な法の手続きがなされずに、土地の一部が取引され、汚染のリスクがある土地であることを知らないまま土地の売買を行うことで民事訴訟が起こるような事例が発生している。
- 汚染のリスクがある土地と知らずに施工を行うことで、土壌の飛散流出や汚染土壌処理施設以外に搬出される事例が発生している。
- 調査猶予地に係る情報について法の公開規定がないことや土地取引上における明示規定がないことから、不動産業者、指定調査機関等から自治体へ多くの問い合わせがある。
- 調査猶予地については、土壌汚染の有無確定前であるが、土壌汚染地のように扱われ、土地の取引価格に影響が出ていることに加え、調査猶予地の土地所有者等に対して、指定調査機関から調査に関する営業が行われている。

【関連する条文】

- —

Ⅳ 汚染土壌処理施設及び指定調査機関の技術的能力等の持続的な確保等

1 汚染土壌処理施設

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 透明性確保の観点から、電子管理票システムで吸い上げた情報については、原則としてすべて公開し、法令にその根拠を規定すること。
- 不適正な処理等に関する情報を自治体間で共有できる仕組みを構築すること。
- 処理施設許可の合理化について、環境リスクを大きくすることなく自治体・事業者双方の負担軽減につながるため、推進すべきである。検討にあたっては、法令をまたいだ形での申請となることから、届出様式や手続きの流れについて十分に整理して明示されたい。
- 搬出期限等の延長については、実状を踏まえた上で慎重に検討すること。

【付帯意見】

- 廃棄物処理法と土壌汚染対策法では審査基準が異なることから、届出書を完全に同一とすることは難しいため、合理化に向けては、審査基準の精査も含めて丁寧に議論すべきである。

【課題・現状】

- 行政におけるDX化は喫緊の課題であり、都においても土壌汚染対策届出情報のデジタル化を推し進めるとともに、届出情報の公開に向けた各種検討・取り組みを行っており、汚

染土壌に係る情報についてもデジタル化に向けた整備を行っている。

- 不適正な処理に関する情報は、自治体間で個別に共有を行っているが、一元的に管理されていないことから、必要な情報を必要な自治体すべてに共有できていない事例もあると思われる。
- 汚染土壌処理施設について、都内の施設はいずれも産業廃棄物処理施設及び処分業の許可も得ているが、変更、更新に係る許可手続きはそれぞれの所管部署が独立で行っており、申請書類も図面など共通部分もそれぞれ提出され、また許可にあたっての現地確認も別個に行われていることから、事業者としては同内容の事務を複数回こなすこととなる。
- 審査側も同一事務を各所管部署が個別に行っている。
- 自然由来等土壌については、区域間移動はほとんど活用されず、汚染土壌処理施設へ運搬、処理がなされている。
- 汚染土壌の運搬基準における搬出期限等について事業者からの相談はほとんど存在しない。

【関連する条文】

- 規則第65条 抜粋（運搬に関する基準）

2 指定調査機関

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 指定調査機関が土壌汚染状況調査を行った際、共通の法定様式により報告する。
- 土壌汚染状況調査報告書に添付する調査結果（上記法定様式等）について、指定調査機関が技術管理者の監督のもと作成することができるよう検討されたい。
- 指定調査機関や技術管理者が作成・監督する範囲での不正やずさんな報告があった場合について、指導・監督を強化する。
- 複数の指定調査機関が土壌汚染状況調査を行った際は、幹事となる指定調査機関を決めて、全体のとりまとめを行う。
- 能力が疑われる指定調査機関（技術管理者）について自治体と指定者で情報共有する仕組みを設け、指定者が是正の指導を行う。

【付帯意見】

- 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン（新改訂版）（平成30年3月、環境省 水・大気環境局 土壌環境課）の見直しにより、改善できる内容もある。
- 何度も問題を起こす指定調査機関については、指導を実施し、従わない場合は、指定を取り消すべきである。

【課題・現状】

- 技術管理者の職務（法第 34 条）や指定調査機関の改善命令（法第 36 条）の対象は、「土壤汚染状況調査」であり、土壤汚染状況調査結果報告書の作成が含まれることが明確化されていない。
- 土壤汚染状況調査結果報告書について、同じデータや記載事項が重複して示され、要領を得ない報告書が多い。また、調査結果の転記ミスなどが多数見られる状況であり、提出前に確実なチェックが行われるようにすることが課題である。
- 報告書の中で、調査方法や精度に係る資料は指定調査機関による作成・確認が必須であり、責任範囲の明確化が必要。
- 複数の指定調査機関が実施した結果が、一つの報告書の中で個別に報告される状況もある。
- 土壤汚染状況調査において、既往調査や自主調査結果を用いる場合に、過去調査結果をそのまま添付し、現行法令に沿ってどのように活用し、評価するかといった記載のない調査事例や分割調査といった調査運用の際に、一括で調査した場合と評価がことなる調査事例が散見される。
- 都では、調査品質の確保の観点から土壤汚染状況調査のみならず、法第 14 条の自主調査や詳細調査等についても指定調査機関の関与を必須としている。
- 技術管理者により、法定調査報告書の品質にばらつきがあり、特に法定事項について理解が乏しい技術管理者も見受けられる。

【関連する条文】

- 法第 3 条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）
- 法第 34 条（技術管理者の職務）
- 法第 36 条（土壤汚染状況調査等の義務）
- 法第 39 条（適合命令）
- 法第 42 条（指定の取消し）

V 持続可能な土壤汚染対策を総合的に推進するための基本方針（仮称）の創設

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 持続可能な土壤汚染対策を総合的に推進するための基本方針を作成することについては賛成だが、関係者が実践しやすいような内容となるように検討すること。
- 当該方針の検討にあたって、温室効果ガスの排出抑制の重要性等について盛り込むことは重要であるが、土壤汚染対策は土地活用に直結しており、土地の経済的機能、社会的機能も考慮する必要がある。そのため、過度に環境面のみを重視することなく、環境・経済・社会の 3 側面から、バランスの良い土壤汚染対策を目指すべきことを国として示すことが重要である。

【課題・現状】

- 都内では、自然界に存在する物質により、基準をわずかに上回る程度の土壌も大量に存在している中、掘削除去が多く現場で行われている。
- 掘削除去において掘削から運搬、処理にあたり多くの温室効果ガスの排出が行われている。
- 都では、基準不適合土壌が確認されている土地において、法令で求められている健康被害の防止が確実に図られていることを前提として、持続可能な土壌汚染対策を実現していくことを目的として「環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック」を作成し、実践するためのポイントや考え方を、事例を交えながら明示している。
- 特に持続可能な土壌汚染対策の実施に向けて、「土壌の3R」を打ちだしており、土壌の場外搬出入量の削減や、資源活用等を図っている。

【関連する条文】

- —

Ⅵ その他の見直し事項

1 基準値等に関する科学的知見等の整理と検討、リスクコミュニケーション等

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 環告 46 号試験では、自然由来等について必ずしも溶出形態の実態を正確に表せていない側面もあることから、土壌溶出量基準とは別に自然由来等については、判断や対策について検証できる方法があるとよい。
- 土壌溶出量と地下水汚染の関係について、「土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査」等を活用し、実態を把握した上で、基準値の設定の考え方や試験方法について包括的な検討を行うべきである。
- リスク評価や環境サステナビリティの観点における最大の課題は、土地にかかる関係者の多くがゼロリスクを求めることであり、法令要求事項を満足していたとしても対策が実施される現状を踏まえて、土壌汚染対策に係る理解醸成に向けた取組も必要である。

【課題・現状】

- 条例では、地下水環境保全の観点から、土壌ガス検出又は土壌溶出量基準超過時に地下水調査を規定している。
- 都では、土壌汚染対策の観点から、東京の地質・地下水に関する実態把握を行うとともに、届出解析等を実施し、調査・対策手法の検討に資する各種データの取得を行っている。
- 土壌・地下水中の有害物質濃度等の情報が社会全体で共有・管理していくためには、リスクコミュニケーションの観点から自然由来による重金属類のバックグラウンド濃度の把握が必要であることから、実態把握に必要な試験方法等の検討も実施している。

【関連する条文】

○ ー

2 費用負担能力が低い者への支援等

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- ブラウンフィールド防止や汚染拡散防止の観点から負担能力が低い土地の所有者等に対して、操業時、廃止時問わず調査や措置を円滑に行うための助成制度を改めて検討すること。
- サプライチェーンの末端の事業者が金銭面も含めた環境リスクを背負っているという実情を考慮した上で、サプライチェーン全体から基金又は資金を集めて活用する制度も併せて検討すべきである。
- 大都市の住宅と工場が混在する狭い土地に対応でき、かつ、資金力に乏しい事業者が低コストで土壤汚染対策が行えるよう早急に汚染処理技術の開発を促進すべきである。

【付帯意見】

- 有害物質を取り扱う団体に対して、現状等について聴取したうえで制度の見直しを行うべきである。
- 有害物質を取り扱う操業中事業者に対しては、施設の廃止時に必要となる土壤汚染調査や対策について、制度の周知徹底を図るとともに、施設の廃止時に備えた取組を含めた啓発を行うこと。

【課題・現状】

- 現行の法第3条の調査契機に係る調査は、有害物質使用特定施設の廃止時の調査義務のため、特に中小事業者の土地においては、資金不足（水道光熱費などの物価高騰を含む。）により調査や対策ができないことを理由に調査猶予を選択することが多い。
- 土壤汚染状況調査の結果、形質変更時要届出区域に指定された場合であっても土地取引の関係から、土地所有者は本来行う必要のない全量掘削除去を買主から求められて、対策費用が過大となり、中小事業者の工場跡地の円滑な事業転換を阻害する大きな要因となっている。
- 狭隘な土地については、施工面積に制約があることから、法第4条契機のような大規模な土地に対して施工費用が割高になることに加えて、施工難易度も上がる傾向にあることから、対策を行うことができずブラウンフィールドとなる事例が発生している。

【関連する条文】

- 法第8条（汚染除去等計画の作成等に要した費用の請求）
- 令第8条（助成金の交付）

3 ガイドライン等の法の解釈・運用等に係る資料の改善等

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 現場の実情に即しコンパクトかつより使いやすいものとなるよう、自治体や学識経験者も交えた議論の場を設定し、適切な改訂を行うこと。
- ガイドラインは、その使用者（自治体、指定調査機関、対策事業者）に応じて構成を組み直す等も検討すること。
- 鑑以外の様式についても、記載例等とともに参考様式を作成し、かつ、デジタル処理が可能なファイル形式とすること。
- 土壌汚染情報のデジタル活用に向け、起点や単位区画の名づけ方、統一的な位置情報の付与等を規定し、データ利活用の観点から統一化を図ること。

【課題・現状】

- ガイドラインは、実務を行う上での指針となっているが、長大で内容が複雑化しており、円滑な運用の支障となっている。
- ガイドラインの内容も含めて、年々土壌汚染対策に係る問い合わせは増加傾向にある。
- 都においては、土壌汚染対策に係る情報のデジタル化を進めているが、現行法では、届出等に係る書面について電子様式等がない状況がある。
- 現行法では、各届出に必要な書面等については法施行規則に定められているが、様式については届出書の鑑しか定められておらず、様式の不揃いはデータ処理や届出システム開発等デジタル化への障壁となっている。
- 様式が定まっていないことにより、届出の作成に苦慮し、法令必須事項の欠如といった事態が散見されており、届出者負担や汚染拡散防止の観点から課題となっている。

【関連する条文】

- —

VII その他の課題

【見直しの方向性に対する提案・意見】

- 土壌の持つ多様な機能に着目して多角的な面での検討を行うことに異議はないが、人の健康被害の防止が現行法の骨格となっていることを踏まえると、同一の法の中に新たな考え方を取り組むことは、法の主旨が揺らぎ混乱を招く懸念がある。土壌の多面的な機能を活かすには、別の法制度にて検討をすべきである。
- 検討にあたっては、諸外国を参考にしつつも日本国の実情に即した観点で行うこと。

【課題・現状】

- 都では、「東京都環境基本計画」を作成し、2050年のあるべき姿の実現に向けて、2030

年までの行動が極めて重要との認識の下、具体的な目標をもって各施策に取り組んでいる。

- 「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る3つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略0とする「3+1の戦略」により、各分野の環境問題を包括的に解決していくことを目指している。

【関連する条文】

- —

以上

土壌汚染対策制度の見直しに向けた東京都の意見 【参考資料】

注) 土壌汚染対策法は、以下「法」とする。

I 土壌汚染状況調査等における制度の合理化・分かりやすさの改善等

- 1 土壌汚染状況調査の契機の拡充等の見直し、考慮すべき健康リスクの明確化・合理化等
 - (1) 有害物質使用特定事業場の土地に係る契機の見直し、調査内容の合理化等
 - (2) 有害物質使用特定事業場の敷地以外の土地において形質変更が行われるときの調査契機等の合理化等
- 2 土壌汚染状況調査に係るプロセスの明確化、調査方法の合理化等
 - (1) 法の調査プロセスの明確化、合理化等
 - (2) 調査における土壌汚染のおそれの分類の評価と調査時の試料採取対象物質の明確化等
- 3 調査における汚染原因者負担及び事故時の対応の強化

II 区域指定制度、基準不適合土壌に対する搬出規制等の合理化等

- 1 立体的な区域指定の導入等の区域指定方法の見直し
- 2 自然由来等基準不適合土壌の取扱いの合理化等
- 3 臨海部の工業専用地域等の取扱い等
- 4 その他の事項
 - (1) 要措置区域の指定要件の明確化
 - (2) 区域指定手続中における区域指定予定の土地からの土壌の搬出に係る運用の明確化

III 土地の土壌汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等の強化

- 1 区域の指定台帳及び解除台帳に記載された情報の管理、利活用等
- 2 個別の土壌汚染状況調査等の結果等に関する情報の管理、承継等の強化

IV 汚染土壌処理施設及び指定調査機関の技術的能力等の持続的な確保等

- 1 汚染土壌処理施設
- 2 指定調査機関

V 持続可能な土壌汚染対策を総合的に推進するための基本方針（仮称）の創設

VI その他の見直し事項

- 1 基準値等に関する科学的知見等の整理と検討、リスクコミュニケーション等
- 2 費用負担能力が低い者への支援等
- 3 ガイドライン等の法の解釈・運用等に係る資料の改善等

VII その他の課題

I 土壤汚染状況調査等における制度の合理化・分かりやすさの改善等

1 土壤汚染状況調査の契機の見直し、考慮すべき健康リスクの明確化・合理化等

(1) 有害物質使用特定事業場の土地に係る契機の見直し、調査内容の合理化等

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 有害物質使用特定事業場の敷地の土地に係る調査契機は、現在は法第3条と第4条に分散して規定が置かれているほか、過去の制度改正により法第3条に基づく手続の種類が複雑化しているため、制度を運用しやすく、分かりやすいものに改善を図る観点から、こうした土地に係る調査契機については、その他の土地に係る調査契機等と区別した上で、一元化した規定を設けることを検討すべきである。 ○ 有害物質使用特定事業場の敷地の土地に係る調査契機及び各々の契機における土壤汚染状況調査の内容としては、土壤汚染のおそれの早期把握等を図る観点から、地歴調査の契機については拡充等を図るべきである。他方、試料採取等調査については、例えば、地歴調査や既往の地下水調査の結果に基づき実効性のあるリスク管理措置が講じられ汚染による健康被害のおそれがないことが確認できる場合には一律に義務付けないようにするなど、土壤汚染対策と地下水汚染対策の連携強化を図りつつ合理化等の対応を講じることで、健康リスクに応じた調査の実施の確保と制度に基づく各種手続等の運用のしやすさ・分かりやすさの両立を図るべきである。 ○ 地歴調査の際に重要な情報となる過去の土壤汚染状況調査の実施状況や当該調査の結果については、地歴情報の更なる散逸の防止とそれによる円滑な地歴調査の実施、公正な調査等の負担の実現に資するよう、例えば、事業場の敷地の土地の所有者等が変更される際には新旧の所有者等の間で承継が義務付けられるようにするといった対応も検討すべきである。
都の現状と課題	① <u>法令説明(分かりやすさ)</u> ○ 現行の法制度が複雑であることから、特に有害物質使用特定施設廃止時においては、個別に職員が土地の所有者等に法令説明等を行わなければ理解を得られない状況にある。さらに、中小事業者については、専門のアドバイザーの派遣によりフォローしている状況である。 ② <u>有害物質使用特定施設の廃止時手続き</u> ○ 東京都環境確保条例(以下「条例」という。)では、有害物質取扱事業者調査義務が課されることもあり、東京都内(以下「都内」という。)ではほとんどの事案で有害物質使用特定施設の設置者が調査を実施し、土地の所有者等の名義で報告されている。

○ 集合住宅といった、区分所有者が多数存在する土地において、有害物質使用特定施設が廃止になった場合、区分所有者全員に義務が課されるが、区分所有者の所在特定や調査命令手続きに困難を極めている。

○ 操業中の工場等において、土地の切り離しが行われる際には、有害物質使用特定施設の廃止とはならず、後年の廃止時にトラブルとなることがみられることから、東京都（以下「都」という。）では、切り離し時に廃止と捉え、当該範囲について調査を求めている。

③ 調査猶予地における形質変更手続き

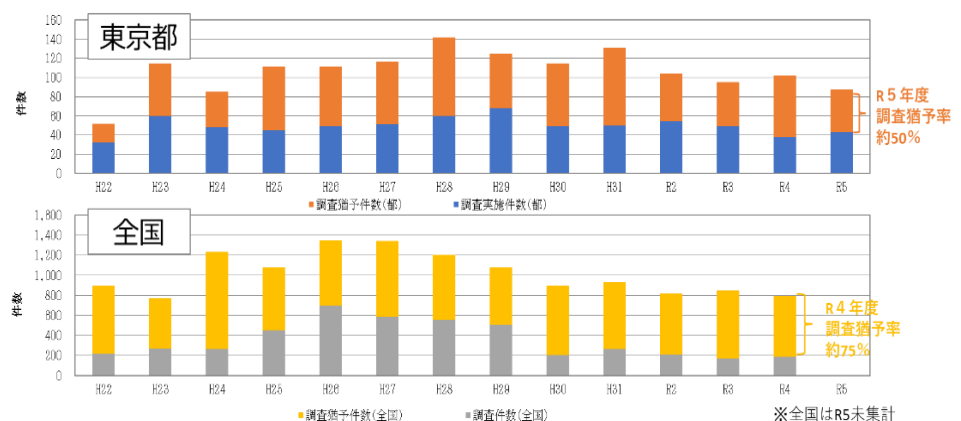
○ 法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査を猶予されている土地において、900㎡以上の形質変更を行う場合は、法第3条第7項の規定に基づきあらかじめ都道府県知事に届け出なければならないこととされており、当該届出を受けた都道府県知事は、同条第8項に基づき、裁量の余地なく、土地の所有者等に対し、土壤汚染状況調査及びその結果の報告を命ずるものとされている。

○ 一方、法第3条第8項に基づく都道府県知事の命令により、土壤汚染状況調査を行う場合、弁明の機会の付与等の煩雑な手続きが必要であり、工事計画等に支障がでるといったように自治体、事業者双方に負荷が大きい。

○ 調査猶予地において、土地利用条件が変わらない限りは、形質変更が行われた場合においても調査猶予地として継続することから、形質変更毎に届出が必要となり煩雑である。

④ 中小事業者の土地の動向

○ 現行の法第3条の調査契機に係る調査は、有害物質使用特定施設の廃止時の調査義務のため、特に中小事業者の土地においては、資金不足（水道光熱費などの物価高騰を含む。）により調査や対策ができないことを理由に調査猶予を選択することが多い。



	○ 土壤汚染状況調査の結果、形質変更時要届出区域に指定された場合であっても土地取引の関係から、土地所有者は本来行う必要のない全量掘削除去を買主から求められて、対策費用が過大となり、中小事業者の工場跡地の円滑な事業転換を阻害する大きな要因となっている。 ○ 狭隘な土地については、施工面積に制約があり、法第4条契機のような大規模な土地に対して施工費用が割高になることに加えて、施工難易度も上がる傾向にあることから、対策を行うことができずブラウンフィールドとなる事例が発生している。 ○ 指定支援法人に造成された基金による助成は、措置費用のみであり、助成条件が厳しいことから活用がなされていない。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 自治体の負担軽減の観点から制度の合理化とともに法の基本的な相談や各自治体の区域指定情報の掲載先の問合せ等について国が相談窓口を整備すること。 ○ 法第3条第8項に基づく調査契機において、法第4条第1項・第2項の関係のように、命令を待たずに事業者が自治体に調査結果を報告できる規定を設けること。 ○ 土地利用に変更がなされない場合であっても、形質変更契機を捉えて、部分的な調査猶予解除による第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査結果報告を認められるように制度を検討すること。 ○ 有害物質使用特定施設の廃止ではなくとも、土地の切り離しが行われる際は、廃止と捉えて1項調査義務をかけられるよう検討すること。 ○ 中小事業者においては、現状を踏まえると地歴調査さえも困難な事業者も多いことから、契機拡大をしても地歴調査が実施できないことにより、以後の手続きが滞る案件が多発することが懸念される。手続きが滞り土地が放置されれば、結果的に汚染拡散リスクを高めることとなり、改正の狙いと逆の効果を及ぼす可能性がある。そのため、契機の拡大は慎重になるべきである。 ○ 契機拡大を行うのであれば、必要な負担軽減措置を併せて講じること。または、地歴調査までは求めず後に地歴調査を行うにあたって必要となる情報の整理・承継の義務に留めるなど手続きが滞る事案の発生回避策を併せて検討すること。

付帯意見	○ 有害物質を取り扱う操業中事業者に対しては、施設の廃止時に必要となる土壌汚染調査や対策について、制度の周知徹底を図るとともに、施設の廃止時に備えた取組を含めた啓発を行うこと。これに当たっては、水質汚濁防止法及び下水道法に基づく規制において必要な指導を行う仕組みを検討すること。 ○ 操業中に可能な浄化技術の開発促進及び操業中の対策に係る助成制度の整備等を検討すること。
------	---

【関連する条文】

○法第3条 抜粋（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

使用が廃止された有害物質使用特定施設であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

3 都道府県知事は、水質汚濁防止法第十条の規定による特定施設の使用の廃止の届出を受けた場合その他有害物質使用特定施設の使用が廃止されたことを知った場合において、当該有害物質使用特定施設を設置していた者以外に当該土地の所有者等があるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等に対し、当該有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨その他の環境省令で定める事項を通知するものとする。

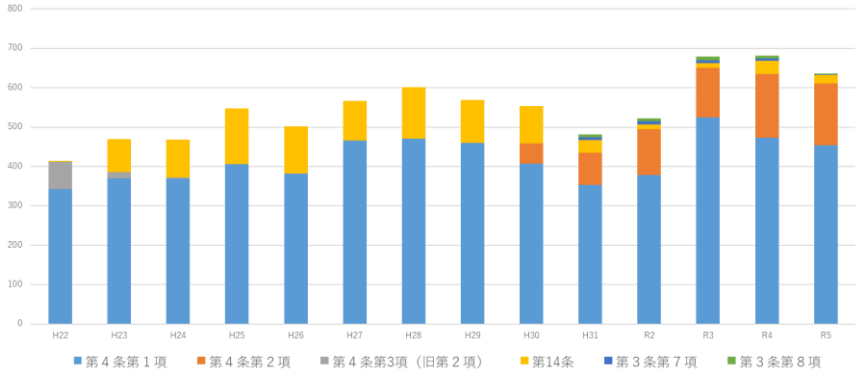
7 第一項ただし書の確認に係る土地の所有者等は、当該確認に係る土地について、土地の掘削その他の土地の形質の変更（以下「土地の形質の変更」という。）をし、又はさせるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

二 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

8 都道府県知事は、前項の規定による届出を受けた場合は、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、第一項の環境大臣又は都道府県知事が指定する者に同項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告すべき旨を命ずるものとする。

(2) 有害物質使用特定事業場の敷地以外の土地において形質変更が行われるときの調査契機等の合理化等

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 施行状況から、特定有害物質の使用等の取扱いが想定されない土地等、汚染発見の蓋然性が乏しい土地で行われる形質変更は届出対象から除外する等の合理化も検討すべきである。 ○ 法第4条第3項の調査命令を発出する場合における同条第1項の届出の受理から命令発出までの期間については、届出対象の合理化を行うことで調査命令の発出割合が高まることが想定されることを考慮し、現行の30日からより長い期間に見直すことも検討すべきである。																																																																																																									
都の現状と課題	○ 都では、法第4条第1項の形質変更届出件数に対して、同条第2項による土壤汚染状況調査報告書の件数は約35%程度である。 ○ 都内は過去から多様な土地利用がなされており、また、条例に基づく地歴調査結果を法定調査に活用できるため汚染のおそれ有りとして法定調査に進む事例が多い。(全国では約5%程度) ○ 現行の30日前までの届出について日数による手続き上の不都合はないが、法第4条第2項の「併せて報告することができる規定」については、同日付は使い勝手が悪く、柔軟に対応を行っているが、その対応で特段不都合が生じていることはない。 <table><caption>Estimated data from the stacked bar chart (Number of submissions)</caption><thead><tr><th>Year</th><th>第4条第1項</th><th>第4条第2項</th><th>第4条第3項(旧第2項)</th><th>第14条</th><th>第3条第7項</th><th>第3条第8項</th></tr></thead><tbody><tr><td>H22</td><td>350</td><td>50</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>H23</td><td>380</td><td>80</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>H24</td><td>380</td><td>80</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>H25</td><td>400</td><td>120</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>H26</td><td>380</td><td>120</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>H27</td><td>450</td><td>120</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>H28</td><td>480</td><td>120</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>H29</td><td>450</td><td>120</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>H30</td><td>420</td><td>120</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>H31</td><td>350</td><td>120</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>R2</td><td>380</td><td>120</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>R3</td><td>520</td><td>120</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>R4</td><td>480</td><td>180</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr><tr><td>R5</td><td>450</td><td>180</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td><td>10</td></tr></tbody></table>	Year	第4条第1項	第4条第2項	第4条第3項(旧第2項)	第14条	第3条第7項	第3条第8項	H22	350	50	10	10	10	10	H23	380	80	10	10	10	10	H24	380	80	10	10	10	10	H25	400	120	10	10	10	10	H26	380	120	10	10	10	10	H27	450	120	10	10	10	10	H28	480	120	10	10	10	10	H29	450	120	10	10	10	10	H30	420	120	10	10	10	10	H31	350	120	10	10	10	10	R2	380	120	10	10	10	10	R3	520	120	10	10	10	10	R4	480	180	10	10	10	10	R5	450	180	10	10	10	10
Year	第4条第1項	第4条第2項	第4条第3項(旧第2項)	第14条	第3条第7項	第3条第8項																																																																																																				
H22	350	50	10	10	10	10																																																																																																				
H23	380	80	10	10	10	10																																																																																																				
H24	380	80	10	10	10	10																																																																																																				
H25	400	120	10	10	10	10																																																																																																				
H26	380	120	10	10	10	10																																																																																																				
H27	450	120	10	10	10	10																																																																																																				
H28	480	120	10	10	10	10																																																																																																				
H29	450	120	10	10	10	10																																																																																																				
H30	420	120	10	10	10	10																																																																																																				
H31	350	120	10	10	10	10																																																																																																				
R2	380	120	10	10	10	10																																																																																																				
R3	520	120	10	10	10	10																																																																																																				
R4	480	180	10	10	10	10																																																																																																				
R5	450	180	10	10	10	10																																																																																																				
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 届出契機において、汚染発見の蓋然性が乏しい土地で行われる形質変更は届出対象から除外することについては、リスクに応じた合理的な対応であり賛成である。これに当たっては、「蓋然性が乏しい土地」がどういった土地が対象となるのか、国において考え方を整理し自治体に示すべきである。また、一般的には汚染のおそれはない土地であるが例外的な事例によって汚染のおそれの可能性があること等をもって、「蓋然性が乏しい土地」を必要以上に限定的に設定することのないようされたい。																																																																																																									

	○ 現行の 30 日からより長い期間に見直すことについては、工事計画等に対して大きな影響を及ぼす可能性があるため、避けるべきである。命令発出までの期間を延長して事業者に負担を負わせるのではなく、審査や命令手続きの簡素化、自治体の判断の迅速化に資する支援等、行政側において期間内での処理が可能となるよう検討すべきである。 ○ 法第4条第2項の「併せて報告することができる規定」については活用が進んでいるため、さらなる手続きの合理化のため報告可能な期間を拡大し、また、規定化すべきである。
付帯意見	○ 仮に 30 日より期間を延ばした場合、短縮通知規定の制度化も考えられるが、自治体側の事務負担がいたずらに増えるだけと想定され、また内部手続期間を考慮すれば事実上短縮できないと思慮される。大部分の案件で30日以内での手続きができている現状を考えれば、むしろ、やむを得ない場合に限定的に期間を延長する手続きを設ける方が、実務的である。

【関連する条文】

○法第4条（土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）

土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更
- 二 軽易な行為その他の行為であって、環境省令で定めるもの
- 三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 前項に規定する者は、環境省令で定めるところにより、当該土地の所有者等の全員の同意を得て、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、前項の規定による土地の形質の変更の届出に併せて、その結果を都道府県知事に提出することができる。

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があった場合は、この限りでない。

2 土壤汚染状況調査に係るプロセスの明確化、調査方法の合理化等

(1) 法の調査プロセスの明確化、合理化等

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 土壤汚染状況調査を法律上、「地歴調査」と「試料採取等調査」の2段階から構成されることを明確化することで、事例毎に管理すべき健康リスクの具体的な内容、程度等に応じ地歴調査のみを行うような柔軟な対応を可能にしていくことを検討すべきである。
都の現状と課題	○ 都では、大規模改変時において、条例第117条第1項に基づく地歴調査結果及び汚染のおそれがある場合、同条第2項に基づく土壤汚染状況調査結果報告書の提出を求めており、地歴調査と試料採取等調査を分離しているが、分離による不都合は生じていない。 ○ 地歴調査において適用除外行為の考え方や汚染のおそれの把握方法の具体例を示すことにより、健康リスクとのバランスを踏まえた合理的な対応を行っている。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 地歴調査と試料採取等調査を分離し、健康リスクに応じて地歴調査のみを求めていくことは賛成である。 ○ 一方、地歴調査のみで健康リスクを定量的に判断することは容易ではないと推察され、かつ、自治体が判断してくことは難しいと考える。制度を構築するのであれば、事業者が一定の判断をできるように行為類型や地域特定といった側面から要件を規定し、事業者側が一次判断を行ったうえで、自治体がその内容を確認するなどのスキームで検討すべきである。
付帯意見	○ すべての地歴調査において、指定調査機関の関与を必須とするかは、各届出契機の性質を踏まえて検討すべきである。

【関連する条文】

○規則第3条 抜粋（土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握）

土壤汚染状況調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、土壤汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

○規則第6条 抜粋（第3条第6項第3号に掲げる場合の試料採取等の実施）

調査実施者は、第四条第三項の規定により試料採取等の対象とされた単位区画（以下「試料採取等区画」という。）の土壤について、次の各号に掲げる試料採取等対象物質に応じ、当該各号に定める試料採取等を行うものとする。

(2) 調査における土壌汚染のおそれの分類の評価と調査時の試料採取対象物質の明確化等

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 地歴調査の結果に基づく汚染のおそれの分類の評価と試料採取等調査の結果における基準不適合の確認頻度等の対応関係について十分なデータ等を収集した上で試料採取等調査を必要と認める単位区画の範囲や有害物質の取扱履歴等に関して明確化等の余地があるときは、これを検討すべきである。
都の現状と課題	○ 地歴調査は、汚染状況調査を実施する上で重要な調査だが、過去の経緯を知っている従業員が退職し、法制定前の土地所有者の汚染の可能性等の調査が困難といった状況がある。 ○ 都では、行政保有の地歴調査情報の開示を求められることが多いが、行政側で個々の土地の履歴を全て把握することは困難である。 ○ 条例第117条第1項に基づく地歴調査結果の提出を求めており、届出情報からある程度の合理化は図れているが、有害物質の使用状況は、業態や業容によって多種多様であり、明確化まではできていない。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ どの程度含有濃度等の特定有害物質の取扱がある場合に汚染のおそれがあると思なすべきかといった定量的な判断基準の設定検討は行うべきだが、業態等によって画一化できない場合もあるので慎重に検討されたい。
付帯意見	○ ー

【関連する条文】

○規則第3条 抜粋（土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握）

土壌汚染状況調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、土壌汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壌又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の土壌汚染状況調査の対象地における土壌の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

2 調査実施者は、前項の規定により把握した情報により、土壌汚染状況調査の対象地において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していないおそれがあると認められる特定有害物質の種類（特定有害物質の種類が別表第一の上欄に掲げるものである場合にあつては、当該特定有害物質の種類の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定有害物質の種類を含めるものとする。）について、土壌その他の試料の採取及び測定（以下「試料採取等」という。）の対象とするものとする。

3 調査における汚染原因者負担及び事故時の対応の強化

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 汚染原因者に措置を実施させることができるとされている場合には、土地の所有者等に対し、区域指定までに法に基づき実施した土壤汚染状況調査の費用の求償を汚染原因者に対して行えるようにするといった対応を検討すべきである。 ○ 有害物質使用特定事業場の設置者から、地下水に係る水濁法上の事故の届出が都道府県知事に行われたときで、事故により生じた土壤汚染の状況の把握が必要と考えられる場合に対しては、土対法第7条第1項ただし書の規定を参考に、設置者を実施主体として汚染状況の調査を求められるようにすることを検討することが考えられる。
都の現状と課題	○ 法においては状態責任として、有害物質使用特定施設廃止時の調査義務は土地所有者等に課されるが、土地所有者等が有害物質使用特定施設設置者でない場合に、義務を課されることに大きな抵抗があることから、両者でどちらが調査するのか、費用負担も含めてトラブルとなることが多くみられる。 ○ 水濁法上の事故に伴い、法第5条の調査命令を発出した事例はない。(調査命令は地下水等の摂取により健康被害が生じるおそれがある場合に限り発出可能なため。)
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 土壤汚染状況調査の費用の求償を汚染原因者に対して行える規定と併せて、有害物質使用特定施設の設置者が土壤汚染状況調査結果報告書を提出することが可能な規定とすることを検討されたい。 ○ 事故時の対応に限らず、土対法に基づく土壤・地下水汚染対策と水濁法に基づく地下水汚染対策について、各々の法律の基本的な役割を維持しつつ、制度的な連携の強化を検討すべきである。
付帯意見	○ 事故時調査は事故に伴い生じた汚染を把握する観点で行うことから、土壤汚染状況調査とは別な調査方法として検討すべきである。

【関連する条文】

○法第5条 抜粋（土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査）

都道府県知事は、第三条第一項本文及び第八項並びに前条第二項及び第三項本文に規定するもののほか、土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

Ⅱ 区域指定制度、基準不適合土壌に対する搬出規制等の合理化等

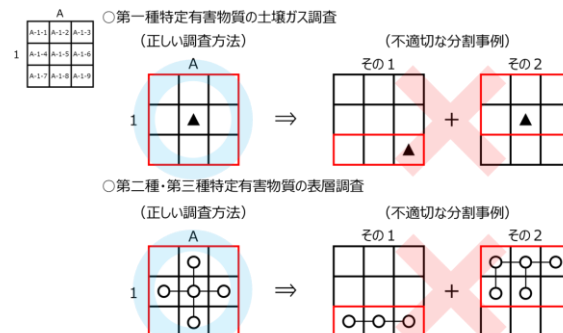
1 立体的な区域指定の導入等の区域指定方法の見直し

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 深さ方向の汚染の具体的な範囲を特定する調査について、試料採取等調査の一部として制度上の位置付けを与えるとともに、汚染の深さ方向の分布が区域指定前に明らかとなっている場合においては、基準適合が確認された調査単位区画や調査深度の土壌が区域指定の対象とされる必要がなくなるように、区域指定制度等の見直しを検討すべきである。 ○ 試料採取等調査における深さ限定や区域指定が行われた場合の認定調査といった特例制度の利用が不要となるよう見直しを検討すべきである。 ○ 現行の飛び地間移動及び自然由来等土壌に係る区域間移動の特例制度については、従来は区域の指定方法が平面的であることを前提とされていたところ、立体的な区域指定を可能にすることに併せて要件の合理化等の見直しを検討すべきである。
都の現状と課題	① 詳細調査 ○ 現行の区域指定制度は、土地に対して区域指定する制度（二次元）となっていることから、土壌汚染状況調査報告時に併せて詳細調査の結果を報告が行われたとしても現行の計算ツールでは、当該結果を指定の判断に反映できず非合理である。 ○ 都では、条例において土壌ガス若しくは土壌溶出量基準超過時に、地下水調査を必須とすることを規定していることから、法定調査報告時に、詳細調査結果が添付されてくる事例が多い。 ○ 措置を講じる際に基準不適合土壌の広さ・深さ・地下水汚染の有無等を調べる詳細調査は、法令でその調査方法は定められておらず、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」に具体的な方法等が示されている。 ○ 特に平面絞り込み調査といった措置範囲をさらに絞り込む調査については、ガイドラインにはほとんど記載のない中、調査過程で多く見られるが、絞り込み（位置や深さ等）として成立しない調査結果が多く見受けられる。 ○ 調査方法が法令で定められていないことから、指定調査機関の関与が必須となっていない。

② 調査運用（分割調査、既往調査）

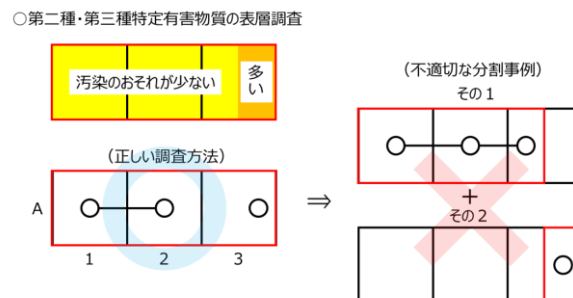
- 法第4条契機において、再開発事業や道路事業等といった案件の場合は、土地収用や契約、施工時期等の関係から、調査対象地全てを一括して調査をすることは困難であることから、運用として分割調査を認めざるを得ない状況である。
- 一方、法において分割調査の概念がないことから、分割で調査を行った場合においても一括で調査した場合と各結果の評価は不変である必要があるが、指定調査機関によっては分割報告した範囲だけで評価する等の不適切な調査事例が見受けられる。

不適切事例1：一部対象区画を含む30m格子での分割



その2の調査結果によって、30m格子全体が再評価されるため、その1の調査結果が覆る可能性あり。

不適切事例2：単位区画内での分割①



試料採取等区画の設定の仕方が間違っており、本来であれば基準不適合の範囲を基準適合として報告、施工を行ってしまった。

- 法施行から20年が経過し、既往調査（法定若しくは条例調査）・自主調査（法や条例によらない調査）（既往調査、自主調査合わせて「過去調査」という。）を行った土地で、再度の土壤汚染状況調査の契機が発生する案件が増えてきている。
- 過去調査の活用方法については、規則上規定はなく、ガイドライン Appendix-27 に記載されているが過去調査結果をそのまま添付する、現行法令に沿ってどのように活用し、評価するのか記載もない等といった不適切な調査事例が見受けられる。

自主調査（法によらない調査）の不適切な活用例

不適切な活用例	適切な活用例
地歴等を考慮すると法定調査として明らかに不適であるにもかかわらず、内容を精査せず、過去の自主調査報告書をそのまま法定調査結果報告書として報告した	調査報告時の法令の規定に基づき調査計画を立案し、その上で活用可能な自主調査結果のみを活用して調査結果報告書として報告する
自主調査結果（分析結果）を根拠として、土壤汚染状況調査における汚染のおそれの区分をより少ない区分に変更した	自主調査結果は、あくまで試料採取等の結果への活用に限られ、汚染のおそれの区分は使用、保管状況等を考慮した上で区分する

既往調査（法定調査）の不適切な活用例

不適切な活用例	適切な活用例
既往調査を、鑑だけ付け替えて、そのまま	既往調査以降の対策も含めた地歴等を考慮し、現行法令における調査に活用できるか十分検討し、報告する
調査方法、基準値の変更や特定有害物質の追加に対して検証を行わないまま法定調査結果報告書として報告した	既往調査の結果を現行法令に照らし、再評価や追加調査の要否を検討した上で報告する
一つの単位区画内に複数の土壤等の調査結果がある場合に、特に経緯を考慮せず最新の結果のみを利用した	地歴や調査の経緯等を考慮した上で、現行法令に照らして汚染の評価を実施する

③ 深度限定調査及び認定調査

- 深度限定規定については、汚染のおそれの把握（地歴調査）時に使用されることが多く、試料採取等調査において深度限定規定を活用する事例はほとんどない。
- 法における調査・対策は、ある程度割り切りがある中で、認定調査においては、土壤汚染状況調査を行ったにもかかわらず、改めて基準適合を確認することを求めている。
- 認定調査自体を理解していない事業者（指定調査機関含む）も多く、かつ、申請の手間や工期の都合等から基準適合土壤もみなし汚染土壤として搬出する案件が多々見受けられる。
- 認定調査における試料採取等対象物質の絞り込みの過程で、搬入土壤による汚染のおそれの有無の把握（規則様式第24）があるが、ほとんど届出もなく実態として機能していない。
- 認定調査においては、指定調査機関が認定時地歴調査を行うので、搬入土壤の有無等もそこで把握できている。

④ 区域間移動・飛び地間移動

- 旧法では、要措置区域等を超える搬出は、汚染土壤処理施設のみに限られていたが、改正法施行以降、飛び地間移動、区域間移動の規定により、要措置区域等間の移動が可能となった。
- 一方、大規模工場等の敷地において、複数の契機で調査や対策がなされることがあるが、現行法では一の調査契機で指定された区域間の移動しか認めておらず、敷地内で土壤の移動が行えず汚染土壤処理施設へ運搬せざるを得ない等、制度をうまく活用できていない。

	○ 都内には自然由来及び埋立地特例区域がほとんどなく、区域間移動の実績も少ない。 : 大規模工場等の敷地 : 形質変更時要届出区域 (契機A) : 形質変更時要届出区域 (契機B)
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 区域指定手続き前に詳細調査結果を報告した場合は、当該結果をもって三次元で区域指定を行うべきである。また、この規定のために詳細調査方法は規則で定めること。 ○ 詳細調査に関わらず、汚染状況の把握に関する調査は全て指定調査機関の関与を必須とすること。 ○ 三次元による区域指定の検討と併せて分割調査及び既往調査を活用した場合の調査方法及び評価方法を規則に定めること。 ○ 地下水汚染が到達し得る距離の計算ツールを改修し、土壤汚染状況調査結果に加えてより詳細な結果があった場合はその結果を用いた要措置区域等の判断を行えるように制度及びツールを見直すこと。 ○ 区域指定を三次元化することで、深度限定や認定調査関連規定については廃止し、簡素化すること。 ○ 同一事業者が一体的に管理している事業場及び土地所有者等が同一で連続している土地においては、契機にかかわらず、飛び地間移動を可能とすること。 ○ 区域指定の三次元化により、区域間移動を廃止し、人為由来等とは別な枠組みで管理すべきである。
付帯意見	○ 調査負担軽減の観点から、区域指定の三次元化については、できる規定とし、従来の調査方法による指定（二次元）も許容すべきである。 ○ 三次元により区域指定された土地において、区域指定の最下部以深の明示方法（未調査により指定されていないのか、調査の結果指定されていないのか）についても検討すべきである。

	○ 規則で定めきれない事項について、ガイドラインの記載を充実させ、調査実施者による調査方法の揺れを防止すること。
	○法第16条 抜粋（汚染土壤の搬出時の届出及び計画変更命令） 要措置区域又は形質変更時要届出区域内の土地の土壤（<u>指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。</u>以下「汚染土壤」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者は、当該汚染土壤の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。 ○規則第4条第4項 抜粋（第三条第六項第三号に掲げる場合の試料採取等を行う区画の選定） 前項の規定にかかわらず、法第三条第八項若しくは第四条第三項の命令又は同条第二項に基づき土壤汚染状況調査を行う場合であり、かつ、<u>単位区画において行われる土地の形質の変更に係る部分のうち最も深い位置の深さより一メートルを超える深さにのみ汚染のおそれが生じた場所の位置がある場合には、当該単位区画について試料採取等の対象としないことができる。</u> ○規則第61条（汚染土壤の搬出） 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。 ハ 汚染土壤を法第十八条第一項第三号に規定する土地の形質の変更に使用する場合にあっては、次に掲げる書類及び図面 ロ 要措置区域及び搬出先の要措置区域又は形質変更時要届出区域及び搬出先の形質変更時要届出区域が<u>一の土壤汚染状況調査の結果に基づき指定された要措置区域等であることを証する書類</u> ○「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」、令和4年3月24日環境省水・大気環境局長通知、第3. 1. （1）抜粋 なお、<u>土壤汚染状況調査の対象については</u>、当該使用が廃止された有害物質使用特定施設において使用等されていた特定有害物質の種類のみならず、土壤汚染状況調査の対象となる土地及びその周辺の土地における<u>過去の土壤の汚染の状況に関する調査の結果</u>、特定有害物質若しくは特定有害物質を含む固体若しくは液体の埋設、飛散、流出又は地下浸透、使用等及び貯蔵又は保管の履歴<u>を踏まえ、調査の対象となる特定有害物質の種類を選定することとしている。</u> ○「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」、令和4年3月24日環境省水・大気環境局長通知、第4. 1. （6）⑥イ. （ハ） 抜粋 <u>詳細調査は、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を得るために行うものである。</u>具体的には、基準不適合土壤のある範囲及び深さや目標土壤溶出量を超える汚染状態にある土壤の範囲及び深さを確定するために土壤の汚染の状況を把握するとともに、目標土壤溶出量及び目標地下水濃度の設定や施行方法の決定のために必要となる当該土地の情報を把握するために実施するものである。

2 自然由来等基準不適合土壌の取扱いの合理化等

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 土壌溶出量基準に不適合となる自然由来等土壌については、形質変更に伴い土壌の搬出が行われる場合には現行制度と同等の施行計画の確認、搬出後の汚染土壌処理施設における処理といった管理を施行者等に義務付ける枠組みは維持しつつ、従来の区域指定（形質変更時要届出区域への指定）を行う制度の対象からは除外することを検討すべきである。
都の現状と課題	○ 掘削除去率は減少傾向であるが、未だ、土地の資産価値や土壌汚染への認識の問題から区域指定解除を求める傾向がある。 ○ 特に自然由来等については、自己の責任ではない汚染であって広域に分布しているのにも関わらず、届出をした土地だけが区域指定という制限をうけ、かつ区域指定の解除が事実上できないことから、事業者は忌避している。 ○ 自然由来等による汚染のおそれを把握してくる事業者等はほぼ存在しない一方で、法第4条第3項に基づく調査命令を行えるほどの蓋然性がないことから、制度的に機能していない。 ○ 沖積低地において、人為由来等による汚染のおそれがあると判断し、第二種特定有害物質（シアンを除く。）を調査した結果、事業場由来の汚染ではなく自然由来等で汚染している事例が少なくはないと推察されるが、その境界を判断できるだけの材料が少ない。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 自然由来等土壌については、区域指定制度とは別な制度での規制とし、土地ではなく、「搬出時」の土壌に対して規制を行うこと。 【参考】 条例では区域指定の概念はなく、自然由来等土壌については搬出時にのみ規制をかけているが、これについて事業者から特段抵抗はない。また、土地ではなく、搬出土壌の塊単位で規制をかけトレーサビリティを確保している。 ○ 自然由来等土壌が分布しているエリアにある飲用井戸は要措置区域の判断から外す（第二種特定有害物質（シアンを除く）に限る。）こと。
付帯意見	○ 自然由来等土壌の活用のためには、建設工事等に係る諸制度との連携等が必要であることから、関係省庁との自然由来等土壌の扱いについて調整を行うべきである。

○ 沖積低地における自然由来等土壌の分布状況を調査し、バックグラウンド濃度の把握に努められたい。

【関連する条文】

○規則第3条 抜粋（土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握）

6 調査実施者は、土壌汚染状況調査の対象地において、第二項の規定により試料採取等の対象とされた特定有害物質の種類（以下「試料採取等対象物質」という。）ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により、試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等を行うものとする。

一 土壌汚染状況調査の対象地における試料採取等対象物質が第四条第三項第二号ロに規定する第二種特定有害物質（令第一条第五号に掲げる特定有害物質の種類を除く。）である場合であり、かつ、第一項の規定により把握した情報により、土壌汚染状況調査の対象地の土壌の当該試料採取等対象物質による汚染状態が自然に由来するおそれがあると認められる場合（土壌汚染状況調査の対象地に第十条の二第二項に規定する自然由来盛土等に使用した土壌があると認められる場合を含む。） 第十条の二に定める方法

○規則第10条の2 抜粋（第三条第六項第一号に掲げる場合の土地における土壌汚染状況調査）

第三条第六項第一号に掲げる場合における試料採取等を行う区画の選定等の方法は、次の各号のとおりとする。

各号 略

2 前項の規定にかかわらず、第三条第一項の規定により把握した情報により、調査対象地に盛土又は埋め戻し（次の各号に掲げる要件を満たした土壌により行われたものに限る。以下「自然由来盛土等」という。）に使用した土壌がある場合には、当該土壌について、次項に定めるところにより、試料採取等を行わなければならない。

一 調査対象地と専ら地質的に同質な状態で広がっている自然由来の汚染のおそれがある土壌が地表から十メートルまでの深さより浅い位置に分布している土地の土壌であること。

二 次のいずれかに該当する土壌であること。

イ 自然由来盛土等に係る調査対象地からの距離が九百メートル未満である土地から掘削した土壌であること。

ロ 当該土壌の掘削を行った土地が、次の表の上欄に掲げる汚染状態である場合において、調査対象地が、それぞれ同表の下欄に掲げる汚染状態であることが第三条から第十五条までに定める方法に準じた方法により調査した結果その他の情報により確認されていること。

表 略

3 臨海部の工業専用地域等の取扱等

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 現在の臨海部特例区域の要件に該当する土地の取扱については、の自然由来等土壌の取扱等に関する見直しの方向性に基づき検討することで、合理化等を図ることを検討すべきである。 ○ 埋立地管理区域に係る土地については、人為等由来の汚染が事由で区域指定されることが通常であるため自然由来等土壌の取扱の見直しと同等の対応を講じることは適当でないが、調査契機等の見直しや飛び地間移動などの汚染土壌の運搬に関する制度の合理化等の検討と併せて、区域内での汚染の管理に関する要件等の見直しが必要ないか検討することが望ましい。
都の現状と課題	○ 都における臨海部特例区域の指定実績は0である。 ○ 都内には公有水面埋立法に基づく埋立地が多く存在するが、飲用井戸調査等を踏まえて地下水の飲用利用が現在も将来的にも見込まれない埋立地を「将来にわたり地下水の利用による人の健康被害が生じる見込みのない土地」として整理し、当該地で人為由来等による汚染が確認された場合は、埋立地管理区域として指定している。 ○ 一方、公有水面埋立法施行以前から埋立てられ、地下水の飲用利用が現在も将来的にも見込まれない土地も多く存在するが、一般管理区域として指定せざるを得ず、実際に想定される土壌汚染の健康リスクに対し、各種手続に係る事務等が依然として事業者・地方自治体双方の負担となっている。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 使用実績のない、臨海部特例区域制度は廃止し、健康リスクに応じた合理的な制度に見直すべきである。 ○ 公有水面埋立法施行以前の埋立地についても、一定の要件を満たす場合には、埋立地管理区域として指定できるように検討すること。
付帯意見	○ ー

【関連する条文】

○法第 12 条 抜粋 (形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の

変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針（環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。）に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更

○規則第 49 条の 2 抜粋（施行管理方針の確認の申請）

法第十二条第一項第一号の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第十六による申請書を提出しなければならない。

各号 略

○規則第 49 条の 3 抜粋（施行管理方針に係る基準）

法第十二条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土地の形質の変更の施行に関する方針の基準は、次のとおりとする。

各号 略

○規則第 52 条の 2 抜粋（施行管理方針の確認に係る土地における土地の形質の変更の届出）

法第十二条第四項の届出は、様式第十七による届出書を提出して行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

各号 略

○規則第 58 条 抜粋（台帳）

- 5 要措置区域等に係る第一項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式第二十二、形質変更時要届出区域にあっては様式第二十三のとおりとする。

一から十二 略

- 十三 臨海部特例区域（形質変更時要届出区域であって、法第十二条第一項第一号の確認を受けた施行管理方針の確認に係る土地の区域をいう。第七項第五号において同じ。）

にあっては、その旨

十四 略

4 その他事項

(1) 要措置区域の指定要件の明確化

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 要措置区域の制度の趣旨に即した要件となるよう、深度方向の要件自体又は運用指針等を定めることによる要件の明確化を図ることを検討すべきである。
都の現状と課題	○ 現行規定では飲用井戸の把握の際に、飲用井戸のストレーナ深度は加味されないことから、深井戸により、健康被害が生じるおそれが想定されないにも関わらず、要措置区域として指定され、措置を講じている土地が見受けられる。 ○ 飲用井戸（主に個人所有）の所在を把握する現実的な仕組みがなく、また、「要措置区域の指定要件となる飲用井戸」の定義が不明確であるため、自治体による把握に限界がある。 ○ 防災井戸のように使用期間や頻度が少ないものについても、飲用井戸として把握を行っている。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 深度方向に関わらず「要措置区域の指定要件となる飲用井戸」の定義を明確化すること。 ○ 飲用井戸の所在を把握する仕組みを構築すること。 ○ 防災井戸など利用頻度の低い飲用井戸について、健康リスクに応じた措置を検討すべきである。
付帯意見	○ 地下水を含めた水の利用状況の把握については、水循環基本法の中でも、重要であると認識されている。

【関連する条文】

○ 「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」、令和4年3月24日環境省水・大気環境局長通知、第4. 1. (2) ①ア. (ロ) 抜粋

「周辺で地下水の飲用利用等がある場合」とは、地下水の流動の状況等からみて、地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域に、当該地下水が人の飲用利用に供されている等、規則第30条各号に掲げる地点があることである（規則第30条）。ここで、「飲用利用」については、高濃度の地下水汚染が存在する可能性があり、飲用井戸等について、飲用頻度が低いことや何らかの浄化処理が行われていることをもって安全が担保されているとは言えないことから、浄水処理の有無や飲用頻度によらず、当該地下水が人の飲用利用に供されている場合は、ここでいう「飲用利用」に該当すると考えるべきである。

(2) 区域指定手続中における区域指定予定の土地からの土壌の搬出に係る運用の明確化

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 既に土壌汚染状況調査が完了し、地方自治体において指定する区域の種類が実質的に判断されているのであれば、区域指定後に必要となる手続と同等の手続が施行事業者から地方自治体に行われることを前提に、公示等の手続が完了するのを待たずに汚染土壌の搬出等を可能とする旨の運用指針等を明確化することを検討すべきである。
都の現状と課題	○ 区域指定や解除は、その公示をもって効力を有し、都道府県又は令第十条に規定する市の公報に掲載して行うものと規定されており、行政手続き上、公示のために 1 か月以上の時間を要することから、自治体、事業者双方の負担となっている。 ○ 区域指定されるまではその後の規制（法第 7 条、第 12 条、第 16 条等）が適用されないため、空白期間が生じ、汚染拡散のリスクが懸念されることから、区域指定前であっても、都では運用によって法の各条に準じて届け出るよう指導している。 ※条例では、区域指定制度はなく、対策着手前までにあらかじめ対策計画書を届出する規定となっている。 ○ 区域指定後において、要措置区域等外への汚染土壌を搬出する内容に変更がある場合は、その搬出予定日の 14 日前までに法第 16 条第 2 項の変更届が必要であるが、着手後の変更（処理施設の追加や工期延長等）に係る規定は定められていない。 ○ 現行法では、搬出に係る軽微なものも含めて届出事項に変更がある場合には届出が必要となる。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 公報によらない公示方法も認め、空白期間を短縮すること。 ○ 区域指定前の形質変更届出等の規定を新設すること。 ○ 法第 16 条の規制は要措置区域等内の土壌ではなく、基準不適合土壌とすること。 ○ 法第 16 条の届出にかかる行為の着手日以降の変更事項を受ける規定を設けること。 ○ 法第 16 条に、変更届の不要な「軽易な変更行為」の規定を設けること。

【関連する条文】

○法第6条（要措置区域の指定等）

都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

- 一 土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。
 - 二 土壤の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。
- 2 都道府県知事は、前項の指定をするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
- 3 第一項の指定は、前項の公示によってその効力を生ずる。
- 4 都道府県知事は、汚染の除去等の措置により、第一項の指定に係る区域（以下「要措置区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該要措置区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。
- 5 第二項及び第三項の規定は、前項の解除について準用する。

○法第11条（形質変更時要届出区域の指定等）

都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

- 2 都道府県知事は、土壤の特定有害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。
- 3 第六条第二項及び第三項の規定は、第一項の指定及び前項の解除について準用する。

○規則第32条 抜粋（要措置区域の指定の告示）

法第六条第二項の要措置区域の指定の公示は、当該指定をする旨、当該要措置区域、当該要措置区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類及び当該要措置区域において講ずべき指示措置を明示して、都道府県又は令第十条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該要措置区域の明示については、次のいずれかによることとする。

- 一 市町村（特別区を含む。）、大字、字、小字及び地番
- 二 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
- 三 平面図

○規則第47条 抜粋（形質変更時要届出区域の指定の告示）

法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに第五十八条第五項第十号から第十三号までに該当するものにあつてはその旨並びに指定の解除の公示の場合にあつては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第十条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

○法第7条 抜粋（汚染除去等計画の提出等）

都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。

○法第12条 抜粋（形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令）

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

○法第16条 抜粋（汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）

要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

Ⅲ 土地の土壤汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等の強化

1 区域の指定台帳及び解除台帳に記載された情報の管理、利活用等

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 現行の台帳に記載されている情報の有効な利活用等を図る観点から、環境省において、関係省庁や関係者と調整、協議等を行いつつ、これらの情報を GIS データとして活用する際の技術的・社会的な課題等について整理を進めていくことが望ましい。 ○ 今次の法の見直しにおいては地歴調査のみを土地の所有者等が実施する調査契機を設けることを検討すべきと考えられるが、こうした契機に行われた調査により調査時点において土壤汚染のおそれがないとされた旨の情報の取扱についても、必要に応じて検討することが望ましい。
都の現状と課題	○ 土地の管理等を確実に行うためには、土壤汚染に関する情報をデジタル化及びオープンデータ化することが有効であり、都では調査結果のオープンデータ化等に取り組んでいる。 ○ 現行法において区域の指定及び解除に関する情報については、台帳として調製し、インターネットによる公表等の方法により閲覧に供しているが、「汚染のおそれのない土地」や「汚染が確認されなかった土地」については台帳をはじめとした公表規定は設けられていない。 ○ 「汚染のおそれのない土地」や「汚染が確認されなかった土地」についてのニーズも、不動産関係を中心に一定数あるが、公開規定がないことから、自治体側で開示請求対応を行っている。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ GIS データ等により活用しやすい形で情報提供することについて国が主導で検討を進めることについては賛成である。 ○ 併せて、地歴情報を含めた汚染のおそれの把握等に必要な情報を、デジタル技術を駆使して国で一元管理できないか検討されたい。 ○ 法の趣旨を踏まえ「汚染のおそれのない土地」や「汚染が確認されなかった土地」等について公開できる規定を設けることが可能か必要性も含めて検討すること。
付帯意見	○ 法第 61 条において土壤汚染に関する情報の提供等に係る規定があるが、この規定を根拠に「汚染が確認されなかった土地」等の情報を公開することが可能か検討すること。

【関連する条文】

○法第15条 （台帳）

都道府県知事は、要措置区域の台帳、形質変更時要届出区域の台帳、第六条第四項の規定により同条第一項の指定が解除された要措置区域の台帳及び第十一条第二項の規定により同条第一項の指定が解除された形質変更時要届出区域の台帳（以下この条において「台帳」という。）を調製し、これを保管しなければならない。

2 台帳の記載事項その他その調製及び保管に関し必要な事項は、環境省令で定める。

3 都道府県知事は、台帳の閲覧を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

○法第61条 （都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内の土地について、土壌の特定有害物質による汚染の状況及びその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報を収集し、整理し、保存し、及び適切に提供するよう努めるものとする。

2 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第三項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。

2 個別の土壤汚染状況調査等の結果等に関する情報の管理、承継等の強化

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 地歴調査に係る法の調査契機の拡充等と併せて、有害物質使用特定事業場の敷地の土地の所有者等に変更があるときは、例えば、表3のように元の土地の所有者等に対し、地歴調査の結果を新たな所有者等に当事者間で承継する義務を負わせることを検討することが考えられる。 ○ 土地の所有者等が過去に実施した土壤汚染状況調査の結果の保管の委任や閲覧をしたい場合には、受益者負担の下、国が適切な形で関与することについて検討することが考えられる。 ○ 環境・社会・経済に統合的に配慮する観点を持ちつつ、今後、環境省において幅広い関係者等から意見等を聴取しつつ、関係省庁や関係者と調整、協議等を進めることが望まれる。また、民間の公正な土地取引等に支障を来さないよう法が関与すべき範囲を十分に精査すること、土地の所有者等の負担が過大なものとなることがないように十分に配慮して検討を進めること、地歴調査の合理的な運用の在り方を検討することも必要である。
都の現状と課題	① 地歴情報の把握 ○ 地歴調査は、汚染状況調査を実施する上で重要な調査だが、過去の経緯を知っている従業員が退職し、法制定前の土地所有者の汚染の可能性等の調査が困難といった状況がある。 ○ 行政保有の地歴調査情報の開示を求められることが多いが、行政側で個々の土地の履歴を全て把握することは困難である。 ※都では条例第118条各項の規定により、土壤汚染対策に係る記録の保管、承継及び情報の提供を義務としているが都への届出は求めている。 ② 調査猶予情報の承継 ○ 調査猶予地の土地所有者等が変更となった場合は、都道府県知事に届出を行う必要があるが、その届出を徹底させる仕組みが不十分であるため、相続や経年による失念等により、調査猶予に関する情報の承継がされず、自治体が覚知している情報と異なる状況となっている場合がある。 ○ 必要な法の手続きがなされずに、土地の一部が取引され、汚染のリスクがある土地であることを知らないまま土地の売買を行うことで民事訴訟が起こるような事例が発生している。

	○ 汚染のリスクがある土地と知らずに施工を行うことで、土壌の飛散流出や汚染土壌処理施設以外に搬出される事例が発生している。 ○ 調査猶予地に係る情報について法の公開規定がないことや土地取引上における明示規定がないことから、不動産業者、指定調査機関等から自治体へ多くの問い合わせがある。 ○ 調査猶予地については、土壌汚染の有無確定前であるが、土壌汚染地のように扱われ、土地の取引価格に影響が出ていることに加え、調査猶予地の土地所有者等に対して、指定調査機関から調査に関する営業が行われている。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 土地の所有者等の変更の際に地歴調査を義務付けることについて、土地の利用状況は変化しないが土地の所有者等が変わるケースも多くあることが想定され過度な負担になる懸念がある。また、土地所有者等の変更があったことについて、自治体が覚知する手段がなく、手続き漏れが多発する可能性が高い。以上から、実効性に疑問があるため、手法の変更を検討すべきである。 ○ 地歴に関する情報は、有害物質使用特定事業場の設置者が把握しているものであり、土地所有者等では把握が難しい。水濁法・下水道法において、有害物質使用特定事業場の設置者に記録の保管・承継等の義務を課す方が実務的で確実性も高いため、そのように検討されたい。また、有害物質使用特定事業場の廃止の際には、地歴調査に資する情報を整理し、報告するよう規定すべきである。 ○ 調査猶予をした土地について、土地所有者等が変わる場合については、有害物質使用特定施設の設置者が関与しないことが想定されることから、土地の所有者等が変わることを契機に、地歴調査に資する情報を承継する義務を課すことは必要である。これについては、届出漏れを防ぐために、平成21年の改正前まで運用されていた定期的な現状報告を猶予の条件に付すこと等を検討されたい。 ○ 宅地取引における重要事項説明として調査猶予等の情報を必須とするように所管省庁に働きかけること。 ○ 地歴調査や承継が事業者の負担とならないように、十分に配慮の上検討すること。

付帯意見	○ 調査猶予を受けた土地や土地取引等でよく問合せのある情報の公開についてメリット・デメリットを整理し、公開すべきかどうか検討すべきである。 ○ 条例においても現況届の規定は設けていないが、猶予が長期間にわたると、変更届の提出を失念するおそれもあることから、現況の確認を兼ねて手続きの周知を定期的に行っている。
【関連する条文】 ○—	

IV 汚染土壌処理施設及び指定調査機関の技術的能力等の持続的な確保等

1 汚染土壌処理施設

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 環境省において電子管理票システムの透明性確保の状況等の運用状況を評価する、各汚染土壌処理施設における電子管理票の利用やそれに基づく処理実績に関する情報公開の状況については情報の収集・公表を行うといった運用を検討すべきである。 ○ 不適正な処理事例に対しては、必要に応じ、厳正に対応できる制度や運用の在り方を検討していくべきである。 ○ 汚染土壌処理施設の許可に係る手続のうち廃棄物処理法に基づき法の特定有害物質を含む廃棄物の処理が許可されている場合等に対しては、申請者や審査を行う地方自治体の事務負担の低減を図るため、申請書類の合理化等の措置を検討すべきである。 ○ 汚染土壌の運搬基準における搬出期限等についても、事業者における適正処理の確保とモーダルシフトの両立を後押ししていきけるよう、運搬手段等に応じた実態を把握した上で、必要な対応を検討すべきである。 ○ 循環資源としての自然由来等土壌や浄化等土壌の環境上適正な有効利用等に向けては、基準値等に関する技術的な課題と併せて、関係者とのリスクコミュニケーションを図る方策を検討していくことが望ましい。
都の現状と課題	○ 行政における DX 化は喫緊の課題であり、都においても土壌汚染対策届出情報のデジタル化を推し進めるとともに、届出情報の公開に向けた各種検討・取り組みを行っており、汚染土壌に係る情報についてもデジタル化に向けた整備を行っている。 ○ 不適正な処理に関する情報は、自治体間で個別に共有を行っているが、一元的に管理されていないことから、必要な情報を必要な自治体すべてに共有できていない事例もあると思われる。 ○ 汚染土壌処理施設について、都内の施設はいずれも産業廃棄物処理施設及び処分業の許可も得ているが、変更、更新に係る許可手続きはそれぞれの所管部署が独立で行っており、申請書類も図面など共通部分もそれぞれ提出され、また許可にあたっての現地確認も別個に行われていることから、事業者としては同内容の事務を複数回こなすこととなる。 ○ 審査側も同一事務を各所管部署が個別に行っている。

	○ 自然由来等土壌については、区域間移動はほとんど活用されず、汚染土壌処理施設へ運搬、処理がなされている。 ○ 汚染土壌の運搬基準における搬出期限等について事業者からの相談はほとんど存在しない。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 透明性確保の観点から、電子管理票システムで吸い上げた情報については、原則としてすべて公開し、法令にその根拠を規定すること。 ○ 不適正な処理等に関する情報を自治体間で共有できる仕組みを構築すること。 ○ 処理施設許可の合理化について、環境リスクを大きくすることなく自治体・事業者双方の負担軽減につながるため、推進すべきである。検討にあたっては、法令をまたいだ形での申請となることから、届出様式や手続きの流れについて十分に整理して明示されたい。 ○ 搬出期限等の延長については、実状を踏まえた上で慎重に検討すること。
付帯意見	○ 廃棄物処理法と土壌汚染対策法では審査基準が異なることから、届出書を完全に同一とすることは難しいため、合理化に向けては、審査基準の精査も含めて丁寧に議論すべきである。
【関連する条文】 ○規則第65条 抜粋（運搬に関する基準） 法第十七条第一項の規定による汚染土壌の運搬の基準は、次のとおりとする。 一から十一 略 十二 <u>汚染土壌の運搬は、要措置区域等外への搬出の日</u>（汚染土壌処理業に関する省令第五条第二十二号ロ及び第十三条第一項第一号に規定する場合にあっては、同号の汚染土壌処理施設外への搬出の日）<u>から三十日以内に終了すること。</u> 十三から十五 略	

2 指定調査機関

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 指定調査機関に対し、調査実施時の業務の体制、品質の確保、調査の方法等について適切な説明に努めるべき旨を義務付けるといった方策を検討すべきである。また、法の施行上著しく業務品質に課題がある機関については、環境省と自治体間で情報共有し、環境省等の指定者による検査等を強化し、重点的に指導等をしていくことを検討すべきである。 ○ 法第 14 条の自主調査の結果については、近年一貫して年間数百件の活用実績があるが、調査実施者については特段の定めがない。これらの調査の大半は、指定調査機関が行っているのが実態であり、調査の真正性を制度として一層確保するため、指定調査機関が行うべき調査として法に位置付けることが適当と考えられる。 ○ 指定調査機関の技術的能力等の確保については、必要に応じて技術管理者に係る試験・資格に関する制度や運用についても検討していくべきである。
都の現状と課題	○ 技術管理者の職務（法第 34 条）や指定調査機関の改善命令（法第 36 条）の対象は、「土壤汚染状況調査」であり、土壤汚染状況調査結果報告書の作成が含まれることが明確化されていない。 ○ 土壤汚染状況調査結果報告書について、同じデータや記載事項が重複して示され、要領を得ない報告書が多い。また、調査結果の転記ミスなどが多数見られる状況であり、提出前に確実なチェックが行われるようにすることが課題である。 ○ 報告書の中で、調査方法や精度に係る資料は指定調査機関による作成・確認が必須であり、責任範囲の明確化が必要。 ○ 複数の指定調査機関が実施した結果が、一つの報告書の中で個別に報告される状況もある。 ○ 土壤汚染状況調査において、既往調査や自主調査結果を用いる場合に、過去調査結果をそのまま添付し、現行法令に沿ってどのように活用し、評価するかといった記載のない調査事例や分割調査といった調査運用の際に、一括で調査した場合と評価がことなる調査事例が散見される。 ○ 都では、調査品質の確保の観点から土壤汚染状況調査のみならず、法第 14 条の自主調査や詳細調査等についても指定調査機関

	の関与を必須としている。 ○ 技術管理者により、法定調査報告書の品質にばらつきがあり、特に法定事項について理解が乏しい技術管理者も見受けられる。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 指定調査機関が土壤汚染状況調査を行った際、共通の法定様式により報告する。 ○ 土壤汚染状況調査報告書に添付する調査結果（上記法定様式等）について、指定調査機関が技術管理者の監督のもと作成することができるように検討されたい。 ○ 指定調査機関や技術管理者が作成・監督する範囲での不正やずさんな報告があった場合について、指導・監督を強化する。 ○ 複数の指定調査機関が土壤汚染状況調査を行った際は、幹事となる指定調査機関を決めて、全体のとりまとめを行う。 ○ 能力が疑われる指定調査機関（技術管理者）について自治体と指定者とで情報共有する仕組みを設け、指定者が是正の指導を行う。
付帯意見	○ 土壤汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン（新改訂版）（平成30年3月、環境省水・大気環境局 土壤環境課）の見直しにより、改善できる内容もある。 ○ 何度も問題を起こす指定調査機関については、指導を実施し、従わない場合は、指定を取り消すべきである。

【関連する条文】

○法第3条（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）

前項の指定は、二以上の都道府県の区域において土壤汚染状況調査及び第十六条第一項の調査（以下「土壤汚染状況調査等」という。）を行おうとする者を指定する場合にあっては環境大臣が、一の都道府県の区域において土壤汚染状況調査等を行おうとする者を指定する場合にあっては都道府県知事がするものとする。

○法第34条（技術管理者の職務）

指定調査機関は、土壤汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壤汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りでない。

○法第 36 条（土壌汚染状況調査等の義務）

指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、土壌汚染状況調査等を行わなければならない。

2 指定調査機関は、公正に、かつ、第三条第一項及び第十六条第一項の環境省令で定める方法により土壌汚染状況調査等を行わなければならない。

3 環境大臣等は、前二項に規定する場合において、その指定に係る指定調査機関がその土壌汚染状況調査等を行わず、又はその方法が適当でないときは、当該指定調査機関に対し、その土壌汚染状況調査等を行い、又はその方法を改善すべきことを命ずることができる。

○法第 39 条（適合命令）

環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が第三十一条各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該指定調査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

○法第 42 条（指定の取消し）

環境大臣等は、その指定に係る指定調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定を取り消すことができる。

- 一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 第三十三条、第三十五条、第三十七条第一項又は第三十八条の規定に違反したとき。
- 三 第三十六条第三項又は第三十九条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第三条第一項の指定を受けたとき。

V 持続可能な土壤汚染対策を総合的に推進するための基本方針（仮称）の創設

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 法の制度・運用を見直していったとしても、各制度と近年の社会的課題の関係性、各々の制度を運用する際に留意すべき相互の関係性等を国が明確に示さなければ、法を施行・遵守する地方自治体多様な関係者にとって持続可能な土壤汚染対策を総合的に推進するための指針が不明確なままとなることが懸念されることから、法の基本方針（仮称）として国が定める規定を創設することも検討すべきである。 ○ 土壤汚染に対する措置の実施における温室効果ガスの排出抑制の重要性等についても、当該方針の内容として盛り込むことが考えられる。
都の現状と課題	○ 都内では、自然界に存在する物質により、基準をわずかに上回る程度の土壌も大量に存在している中、掘削除去が多くの現場で行われている。 ○ 掘削除去において掘削から運搬、処理にあたり多くの温室効果ガスの排出が行われている。 ○ 都では、基準不適合土壌が確認されている土地において、法令で求められている健康被害の防止が確実に図られていることを前提として、持続可能な土壤汚染対策を実現していくことを目的として「環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壤汚染対策ガイドブック」を作成し、実践するためのポイントや考え方を、事例を交えながら明示している。 ○ 特に持続可能な土壤汚染対策の実施に向けて、「土壌の3R」を打ちだしており、土壌の場外搬出入量の削減や、資源活用等を図っている。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 持続可能な土壤汚染対策を総合的に推進するための基本方針を作成することについては賛成だが、関係者が実践しやすいような内容となるように検討すること。 ○ 当該方針の検討にあたって、温室効果ガスの排出抑制の重要性等について盛り込むことは重要であるが、土壤汚染対策は土地活用に直結しており、土地の経済的機能、社会的機能も考慮する必要がある。そのため、過度に環境面のみを重視することなく、環境・経済・社会の3側面から、バランスの良い土壤汚染対策を目指すべきことを国として示すことが重要である。

付帯意見	○ —
【関連する条文】 ○ —	

VI その他の見直し事項

1 基準値等に関する科学的知見等の整理と検討、リスクコミュニケーション等

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 法制定以降の法施行の過程で蓄積された土壤汚染状況調査等のデータ等を国において収集、分析等を行い科学的知見等の整理を行うとともに、当該知見等に基づき、現行の法の基準値の設定の考え方や方法について改めて包括的な検討を行うべきである。 ○ 土壤環境基準を含めた土壤汚染に係る基準値と健康リスクの関係性等に関する国民の認識等を把握し、基準値等の具体的な意味等についての理解促進を図るリスクコミュニケーションに資する方策を検討すべきである。
都の現状と課題	○ 条例では、地下水環境保全の観点から、土壤ガス検出又は土壤溶出量基準超過時に地下水調査を規定している。 ○ 都では、土壤汚染対策の観点から、東京の地質・地下水に関する実態把握を行うとともに、届出解析等を実施し、調査・対策手法の検討に資する各種データの取得を行っている。 ○ 土壤・地下水中の有害物質濃度等の情報が社会全体で共有・管理していくためには、リスクコミュニケーションの観点から自然由来による重金属類のバックグラウンド濃度の把握が必要であることから、実態把握に必要な試験方法等の検討も実施している。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 環告 46 号試験では、自然由来等について必ずしも溶出形態の実態を正確に表せていない側面もあることから、土壤溶出量基準とは別に自然由来等については、判断や対策について検証できる方法があるとよい。 ○ 土壤溶出量と地下水汚染の関係について、「土壤汚染対策法の施行状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査」等を活用し、実態を把握した上で、基準値の設定の考え方や試験方法について包括的な検討を行うべきである。 ○ リスク評価や環境サステナビリティの観点における最大の課題は、土地にかかる関係者の多くがゼロリスクを求めることであり、法令要求事項を満足していたとしても対策が実施される現状を踏まえて、土壤汚染対策に係る理解醸成に向けた取組も必要である。
付帯意見	○ ー

【関連する条文】

○ —

2 費用負担能力が低い者への支援等

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 土壤汚染状況調査の見直しの在り方及び見直し後の制度の実効性の確保を図るために必要な方策については、今後の検討において、幅広い関係者から意見等を聴取しつつ、議論を深めていくことが期待される。 ○ 土壤汚染状況調査における汚染原因者負担を強化し、土地の所有者等が汚染原因者に対して要措置区域に指定された場合における法に基づく調査の実施費用の求償を可能とすることを検討していくのであれば、負担能力が低い土地の所有者等が行う一定の調査に係る費用については、基金の助成対象に加えることを検討することが考えられる。
都の現状と課題	○ 現行の法第3条の調査契機に係る調査は、有害物質使用特定施設の廃止時の調査義務のため、特に中小事業者の土地においては、資金不足（水道光熱費などの物価高騰を含む。）により調査や対策ができないことを理由に調査猶予を選択することが多い。 東京都 全国 調査猶予件数(都) 調査実施件数(都) 調査猶予件数(全国) 調査実施件数(全国) R5年度 調査猶予率 約50% R4年度 調査猶予率 約75% ※全国はR5未集計 ○ 土壤汚染状況調査の結果、形質変更時要届出区域に指定された場合であっても土地取引の関係から、土地所有者は本来行う必要のない全量掘削除去を買主から求められて、対策費用が過大となり、中小事業者の工場跡地の円滑な事業転換を阻害する大きな要因となっている。 ○ 狭隘な土地については、施工面積に制約があることから、法第4条契機のような大規模な土地に対して施工費用が割高になることに加えて、施工難易度も上がる傾向にあることから、対策を行うことができずブラウンフィールドとなる事例が発生している。 ○ 指定支援法人に造成された基金による助成は、措置費用のみであり、助成条件が厳しいことから活用がなされていない。

見直しの方向性に対する提案・意見	○ ブラウンフィールド防止や汚染拡散防止の観点から負担能力が低い土地の所有者等に対して、操業時、廃止時問わず調査や措置を円滑に行うための助成制度を改めて検討すること。 ○ サプライチェーンの末端の事業者が金銭面も含めた環境リスクを背負っているという実情を考慮した上で、サプライチェーン全体から基金又は資金を集めて活用する制度も併せて検討すべきである。 ○ 大都市の住宅と工場が混在する狭い土地に対応でき、かつ、資金力に乏しい事業者が低コストで土壤汚染対策が行えるよう早急に汚染処理技術の開発を促進すべきである。
付帯意見	○ 有害物質を取り扱う団体に対して、現状等について聴取したうえで制度の見直しを行うべきである。 ○ 有害物質を取り扱う操業中事業者に対しては、施設の廃止時に必要となる土壤汚染調査や対策について、制度の周知徹底を図るとともに、施設の廃止時に備えた取組を含めた啓発を行うこと。

【関連する条文】

○法第8条（汚染除去等計画の作成等に要した費用の請求）

前条第一項本文の規定により都道府県知事から指示を受けた土地の所有者等は、当該土地において実施措置を講じた場合において、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染が当該土地の所有者等以外の者の行為によるものであるときは、その行為をした者に対し、当該実施措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに当該実施措置に要した費用について、指示措置に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに指示措置に要する費用の額の限度において、請求することができる。ただし、その行為をした者が既に当該指示措置又は当該指示措置に係る前条第一項第一号に規定する環境省令で定める汚染の除去等の措置（以下この項において「指示措置等」という。）に係る汚染除去等計画の作成及び変更並びに指示措置等に要する費用を負担し、又は負担したものとみなされるときは、この限りでない。

○令第8条（助成金の交付）

法第四十五条第一号の助成金の交付は、法第七条第一項の規定により汚染除去等計画を作成し、これを地方公共団体の長に提出すべきことを指示された者（当該指示に係る土壤汚染を生じさせる行為をした者を除く。）であって、環境大臣が定める負担能力に関する基準に適合するものに対して当該指示に係る汚染の除去等の措置の円滑な推進のための助成を行う地方公共団体（当該地方公共団体の長が当該汚染除去等計画を作成し、これを当該地方公共団体の長に提出すべきことを指示した場合に限る。）に対し、行うものとする。

3 ガイドライン等の法の解釈・運用等に係る資料の改善等

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 関係者が実務に使いやすい運用資料の在り方を検討するべきである。 ○ ガイドラインに関しては長大化しているため、今後の制度の点検・見直しに関する状況を踏まえながら、可能な限りコンパクト化を目指していく方向で実務的な検討を進めていくべきである。なお、検討に際しては、届出等に係る様式の共通化、手続のデジタル化の推進やその際に必要な書類のデータ形式の標準化等による事務の効率化等を図る視点を持つことも重要である。
都の現状と課題	○ ガイドラインは、実務を行う上での指針となっているが、長大で内容が複雑化しており、円滑な運用の支障となっている。 ○ ガイドラインの内容も含めて、年々土壌汚染対策に係る問い合わせは増加傾向にある。 ○ 都においては、土壌汚染対策に係る情報のデジタル化を進めているが、現行法では、届出等に係る書面について電子様式等がない状況がある。 ○ 現行法では、各届出に必要な書面等については法施行規則に定められているが、様式については届出書の鑑しか定められておらず、様式の不揃いはデータ処理や届出システム開発等デジタル化への障壁となっている。 ○ 様式が定まっていないことにより、届出の作成に苦慮し、法令必須事項の欠如といった事態が散見されており、届出者負担や汚染拡散防止の観点から課題となっている。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 現場の実情に即しコンパクトかつより使いやすいものとなるよう、自治体や学識経験者も交えた議論の場を設定し、適切な改訂を行うこと。 ○ ガイドラインは、その使用者（自治体、指定調査機関、対策事業者）に応じて構成を組み直す等も検討すること。 ○ 鑑以外の様式についても、記載例等とともに参考様式を作成し、かつ、デジタル処理が可能なファイル形式とすること。 ○ 土壌汚染情報のデジタル活用に向け、起点や単位区画の名づけ方、統一的な位置情報の付与等を規定し、データ利活用の観点から統

	一化を図ること。
付帯意見	○ —
【関連する条文】 ○ —	

VII その他の課題

見直しの方向性 (検討会報告書)	○ 第六次環境基本計画を踏まえ、環境省において土壌の炭素貯留機能、水源涵養機能、生物多様性といった多面的な機能・側面に関する科学的知見等の収集を図りつつ、関係省庁と連携し、収集した知見を様々な地域で活用できるような方策を検討していくことが望まれる。
都の現状と課題	○ 都では、「東京都環境基本計画」を作成し、2050年のあるべき姿の実現に向けて、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、具体的な目標をもって各施策に取り組んでいる。 ○ 「エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用」、「自然と共生する豊かな社会の実現」、「良質な都市環境の実現」から成る3つの戦略に加え、直面するエネルギー危機に迅速・的確に対応する取組を戦略0とする「3+1の戦略」により、各分野の環境問題を包括的に解決していくことを目指している。
見直しの方向性に対する提案・意見	○ 土壌の持つ多様な機能に着目して多角的な面での検討を行うことに異議はないが、人の健康被害の防止が現行法の骨格となっていることを踏まえると、同一の法の中に新たな考え方を取り組むことは、法の主旨が揺らぎ混乱を招く懸念がある。土壌の多面的な機能を活かすには、別の法制度にて検討をすべきである。 ○ 検討にあたっては、諸外国を参考にしつつも日本国の実情に即した観点で行うこと。
付帯意見	—
【関連する条文】	
○ —	